

児玉町文化財調査報告書 第15集

辻ノ内・中下田・塚畠・児玉条里遺跡

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書10

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

児玉町文化財調査報告書 第15集

つじ の うち なか しも だ つか ばたけ こ だま じょう り
辻ノ内・中下田・塚畠・児玉条里遺跡

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書10

1991

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

序

児玉町は、「文化財の町」であると言われますが、発掘調査で出土する豊富な遺物は、町の貴重な財産であり、これらは郷土史のみならず日本の歴史上にとってかけがえのない資料であることについては論を待ちません。

今後ますます発掘調査による多くの資料をもとに、この地域の古代史の事実が次々と明らかになってゆきます。今後も、文化財が保護・活用され地域と結び付いた文化振興の一環として役立てて行きたいと思っております。

このたびの、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、町民の皆様や県文化財保護課、本庄土地改良事務所を始め多くの関係諸機関のご協力の賜と深く感謝するものです。この報告書は、保護・活用の第一歩でもありますが、町民の皆様や、教育・研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。皆様から今後も変わらぬご協力を心から念願する次第です。

平成3年3月15日

児玉町教育委員会教育長

野 口 敏 雄

例 言

- 1、本書は、埼玉県児玉郡児玉町大字上真下字辻ノ内、中下田、塚島ほかに所在する辻ノ内遺跡、児玉条里遺跡、中下田遺跡、塚島遺跡の発掘調査報告書である。
- 2、発掘調査は、県営團場整備事業（児玉北部）に先立つ町内遺跡群保存事業として、昭和60年度、昭和61年度、昭和62年度に児玉町教育委員会が実施したものである。
- 3、調査の担当は、辻ノ内遺跡、中下田遺跡、昭和61年度分児玉条里を恋河内昭彦が、塚島遺跡および昭和62年度分児玉条里遺跡を鈴木徳雄がたった。
- 4、発掘調査および整理・報告書に要した経費は、町費・国庫補助金・および県費補助金（埼玉県教育委員会）である。
- 5、本書の編集は、整理参加者の協力を得て鈴木徳雄が行い、執筆分担については塚島遺跡を大屋道則が行なったほか、各文末に記した。
- 6、発掘調査および本書作成にあたって下記の方々や機関から御助言・御協力を賜った。（順不同、敬称略）
赤熊浩一、浅野春樹、飯塚博和、磯崎 一、市川修、市川淳子、梅沢太久夫、大塚達朗、海津一朗、金子彰男、加納実、雉岡恵一、桐生直彦、小宮山克己、坂本和俊、笹森健一、篠崎 潔、関根慎二、外尾常人、高橋一夫、田中広明、田村 誠、千装 智、利根川章彦、中村倉司、長滝歳康、長谷川勇、平田重之、増田一裕、水村孝行、宮瀧交二、茂木由行、矢内 勲、山口逸弘
埼玉県教育局文化財保護課、児玉郡市文化財担当者会、日本大学考古学研究会、東海大学考古学研究会
- 7、本書作成の主な作業分担は、次のとおりである。
辻ノ内遺跡（恋河内昭彦）、塚島遺跡（大屋道則・平田重之）、児玉条里・中下田（尾内俊彦）、徳山寿樹、田口照代、林和代、宮本直樹、鈴木徳雄

目 次

序

例 言

目 次

第Ⅰ章 発掘調査の経緯 1

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境 3

1. 地理的環境

2. 歴史的環境

第Ⅲ章 辻ノ内遺跡の調査 7

1. 遺跡の概要

2. 遺構の概要

3. 遺物の概要

第Ⅳ章 児玉条里および中下田遺跡の調査 27

1. 児玉条里遺跡 (61工区)

2. 中下田遺跡

第Ⅴ章 塚畠遺跡および児玉条里の調査 31

1. 塚畠遺跡

2. 児玉条里遺跡 (62工区)

第Ⅵ章 古代児玉郡における集落設営の計画性 43

1. 集落移動の時期と「計画村落」

2. 「児玉条里」と周辺の開発

3. 集落の編成と設営の計画性

写真図版



第1図 県営園場整備の年度工区

第Ⅰ章 発掘調査の経緯

本報告にかかわる発掘調査は、昭和60年度、昭和61年度、昭和62年度の県営圃場整備事業（児玉北部地区）に先立つ埋蔵文化財保存事業として実施したものである。以下、各年度ごとに調査にいたる経過の概略を記す。

県営圃場整備事業（児玉地区）内に所在する埋蔵文化財包蔵地の所在及び取扱について、昭和59年6月埼玉県農林部耕地課から埼玉県教育局指導部文化財保護課宛に協議があり、同年8月に耕地課宛に回答された。また、同年9月、児玉町長より児玉町教育委員会宛に埋蔵文化財の所在についての照会があり、県文化財保護課の回答に基づき児玉町にかかる区域において約41箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地が所在する旨を回答した。さらに埋蔵文化財の保護について昭和59年9月町教育委員会は、埼玉県本庄土地改良事務所および県文化財保護課を交え事前協議を行った。

昭和60年度事業については、県文化財保護課、県耕地課、本庄土地改良事務所及び町教育委員会が昭和59年12月打ち合せ会議を行い、また昭和60年5月児玉町、本庄土地改良事務所と町教育委員会の調整会議を行った。さらに同年6月本庄土地改良事務所、県耕地課および県文化財保護課と町教育委員会は最終的な調整会議を行い、9月1日より現地調査に着手した。

昭和60年度工区には、『埼玉県遺跡地図』児玉町No54-031に相当する辻ノ内遺跡があり、やむおえず現状変更される約1,200㎡について発掘調査による記録保存の措置をとることになった。

児玉町教育委員会より昭和60年9月1日付児教社第136号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に進達した。文化庁からは昭和60年12月18日付委保記第2-3578号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。

昭和60度の発掘調査に関わる事業実施期間は、昭和60年8月30日から昭和61年3月31日である。

昭和60年12月、本庄土地改良事務所、町教育委員会は昭和61年度の埋蔵文化財の取扱についての事前協議を行い、さらに県文化財保護課、県耕地課を交えて調整が実施された。この結果、事前に試掘調査を実施し適切な文化財保護を行うことになり、試掘調査を実施した。この区域は、『埼玉県遺跡地図』児玉町No54-285に相当する児玉条里遺跡であり、試掘調査においても文化財の包蔵が確認された。これに基づき、圃場整備の事業計画と文化財の保護についての調整・協議を本庄土地改良事務所、県文化財保護課および県耕地課を交えて、昭和61年7月に調査区域等を調整、協議した。

結果、やむおえず現状変更する約2,000㎡について発掘調査による記録保存の

措置をとることになった。

児玉町教育委員会より昭和61年7月15日付児教社第91号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に進達した。文化庁からは昭和61年10月29日付委保記第2-3777号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。

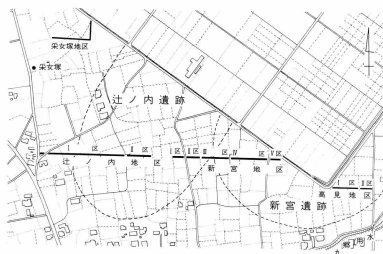
昭和61年度の発掘調査に関わる事業実施期間は、昭和61年7月21日から昭和62年3月30日である。

昭和62年度事業については、昭和61年12月、圃場整備の事業計画と文化財の保護についての調整・協議を本庄土地改良事務所、県文化財保護課、および県耕地課を交えて協議した。また、昭和62年7月、本庄土地改良事務所、県文化財保護課、県耕地課と調査区域、経費の負担区分等、協議した結果、やむおえず現状変更する約2,100㎡について発掘調査による記録保存の措置をとることになった。この区域は、『埼玉県遺跡地図』児玉町№54-028に相当する塚島遺跡および№54-285に相当する児玉条里遺跡である。

児玉町教育委員会より昭和62年11月1日付児教社第279号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に進達した。文化庁からは昭和62年11月30日付委保記第2-3868号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。

昭和62年度の発掘調査に関わる事業実施期間は、昭和62年5月28日から昭和63年3月3日である。

(事務局)



第2図 辻ノ内遺跡調査位置図

第II章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

遺跡周辺の地形は、群馬県と埼玉県を画する神流川によって形成されたとされる洪積扇状地である本庄台地が、上武山地を水源とする女堀川（金鑽川・赤根川水系）によって開析された低地帯と接する区域に相当している。遺跡の南側には、この女堀川によって開析された低地帯は帯状に展開し、これに伴う自然堤防、後背湿地の発達が第三紀の残丘とともに帯状に東西に展開している。

本報告にかかわる遺跡の周辺は、神流川扇状地である本庄台地と、八王子―高崎構造線上の断層崖付近より流れ出る金鑽川・赤根川水系の河川によって開析された低地帯が接する区域であり、現状では低地と台地部は明瞭な比高差をもたない。しかし、台地部においては表土層下にローム層が堆積し、低地部においては粘土層であり、明瞭に区分される。

この区域の発掘調査や試掘調査によると、当時の地形は現在の平坦に見える区域においても小谷や湿地が入り込み、埋没河川なども検出され複雑な埋没地形があり、水田の開発には好適な地形を呈していたと推定することができる。しかし、自然の河川に灌漑用水の水量は、扇状地形の特徴を示すこの周辺においては表流量が少なくその大半が伏流しており、遺跡周囲の低地全域を灌漑する用水の確保は困難であったことが推定される。

今回の調査にかかる遺跡は、辻ノ内遺跡、中下田遺跡、塚島遺跡及び児玉条里遺跡の一部であるが、ともに児玉町の北西部に位置している。

辻ノ内遺跡は、埼玉県児玉郡児玉町大字上真下字辻ノ内を中心に所在し、遺跡の所在する字名より命名した。遺跡は、真下境東遺跡と新宮遺跡に挟まれた範囲に相当し、神流川扇状地である本庄台地上の標高80m前後の高燥な平坦面に位置している。本遺跡の、基盤層はローム層でありその下部に粘土層が堆積し、さらに台地の基盤である第三紀層とされる礫層が堆積している。

中下田遺跡は、児玉町大字上真下字中下田に所在し、女堀川によって開析された低地内の微高地上に占地し、九郷用水北流に接する地点に相当している。現状においては周囲との比高差はほとんどなく、西側に緩く傾斜しているが、縄文期においても周囲との際だった比高差を想定することは難しい。

塚島遺跡は、埼玉県児玉郡児玉町大字上真下字塚島に所在し、本庄台地の縁辺部の低地に接する地点に相当する。ロームの堆積は認められず茶褐色の粘土層を基盤にもち、低地面とは1m程度の比高差がある。

児玉条里遺跡は、女堀川によって開析された低地に相当し、「女堀条里」とも呼ばれている。基盤層は、基本的に粘土層であるが屢々旧河道等によると思わ

れる砂礫層が分布する。

2. 歴史的環境

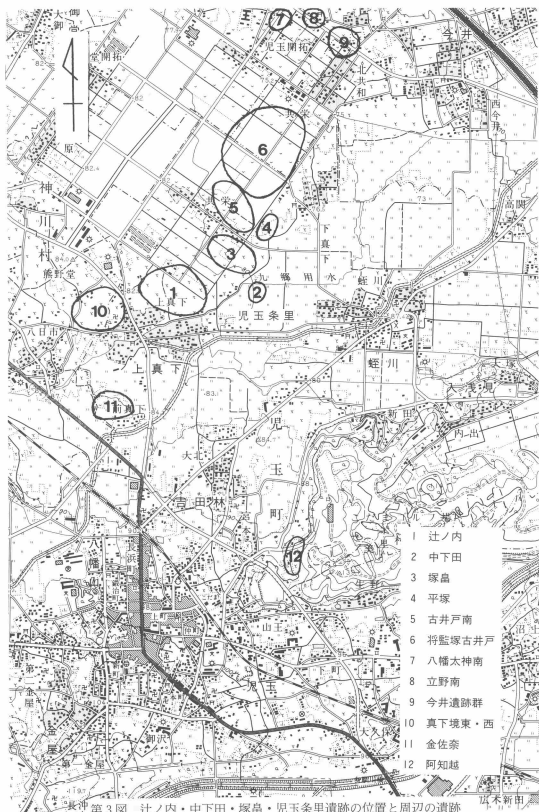
古墳時代の集落跡は、後張遺跡（立石、1983）を始めとする大規模な集落が設営され、さらに小規模な集落も広範に展開する。このような集落は今回報告の周辺に限定しても、古井戸遺跡（井上他、1986）の一部に小規模な鬼高期集落が検出され、和泉期を含む鬼高期の集落に古井戸南遺跡（注1）、低地内に和泉期の平塚遺跡（注2）、古井戸南遺跡と新宮遺跡の間に鬼高期の塚島遺跡（注3）があり、本庄台地縁辺部では比較的小規模な集落が点在するような景観を想定することができる。

ここに報告する遺跡の所在する児玉郡児玉町は埼玉県北部の旧武蔵国の北部に位置し、西側は旧上野国に接する部分があり、古代の児玉郡に比定される区域に相当している。古代の集落跡には真間期以降、将監塚・古井戸遺跡（赤熊他1988）、八幡太神南、立野南、今井遺跡群（富田他、1981）等が存在し、また本報告にかかる遺跡の北側には臼樹原・檜下遺跡（篠崎他、1991）が存在している。このような集落は、鬼高期以降に突如として集落が設営されるものであり、基本的に本庄台地の高燥な平坦面に広い集落域を設定しているという特徴を有している。ともあれ、この付近は古代集落の比較集中する区域であると考えることができる。

児玉郡における中世の開始は、児玉党系の在地領主層の出現によって特徴づけられる。当該区域においても真下氏が存在が推定され、館跡の比定地についても複数を数えることができる。これらについては発掘調査もされておらず、不明な点が多いが大字上真下あるいは下真下に所在する館跡のどれかがこれに相当するものと考えてよいであろう。ともあれ、児玉条里区域もまたこれらとの関わりを考慮しなければならないものであろう。

注

- (1) 古井戸南遺跡は、児玉町教育委員会で発掘調査を実施したもので、和泉・鬼高期の集落跡が検出されている。未報告。
- (2) 平塚遺跡は、児玉町教育委員会で発掘調査を実施したもので、和泉・鬼高期の集落跡が検出されている。未報告。
- (3) 塚島遺跡は、今回報告する地点のほかにも別地点の発掘調査を児玉町教育委員会および児玉町遺跡調査会で実施しており、鬼高期の集落跡等が検出されている。未報告。





第4図 辻ノ内遺跡全測図

第Ⅲ章 辻ノ内遺跡の調査

1. 遺跡の概要

辻ノ内遺跡は、埼玉県遺跡地図No54-031に相当している。遺跡は、真下境東遺跡と新宮遺跡の間の約60,000㎡の範囲をもつと推定される集落跡である。本遺跡からは、住居址11軒、掘立柱建物跡2棟、土坑6基、溝状遺構11条等が検出されている。集落跡の時期は、鬼高Ⅱ～国分期であり主体は真間期にある。

調査区は、調査区内の農道を境に西側をⅠ区、東側をⅡ区とした。Ⅰ区東側は、溝を主体としており住居跡が検出されないところから、真下境東遺跡との間に住居跡のない区域が存在している可能性がある。また、本発掘区の北側の調査区においては積極的な遺構を検出することはできなかったが、「采女塚」と呼ばれる小さな塚が存在している。この塚は、東西南北方向に試掘溝を設け範囲確認を行ったが周溝等を検出することはできなかった。また、墳丘の調査は行っておらず塚の性格は明らかにすることはできなかったが、塚の規模や形態等から古墳ではないと考えられるものであった。なお、この塚は地権者の要望で現状で保存されることになった。

本遺跡の基本層序は、Ⅰ．現耕作土、Ⅱ．黒色土層、Ⅲ．暗褐色土層（浅間山系A軽石を均質に含む）、Ⅳ．茶褐色粘質土層（ローム漸移層）、Ⅴ．ハードローム層（Y.P. 対比層）である。

2. 遺構の概要

第1 A号住居跡

本址は、Ⅱ区東側で第1 B号住居跡と重複して検出された。住居相互の重複関係は、第1 B号住居跡を本址が切っており第1 B号住居跡より本址が新しい。住居の形態は、一辺約3.8m以上の方形を呈すると推定され、北西壁にカマドを有する。壁は緩く立ち上がり、壁高は50～60cmを測る。カマド側の壁下に壁溝が存在する。床面の状態は、比較的軟弱であるが第1 B号住居跡より10cm程深い。カマドの東側に貯蔵穴と思われる掘り込みがあるほか、本址に伴わないピットがあり、支柱穴は検出されていない。覆土は、比較的均質であり緩やかな堆積状態を示すようである。住居の時期は国分期の所産と考えられる。

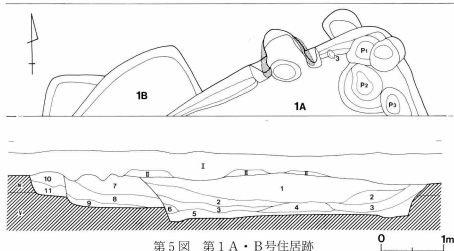
第1 A号住居跡カマド

住居址北西壁の中央より東よりと思われる所に設置されており、遺存状態は普通である。全長は80cm、幅110cmを測る。袖部は短く、幅広い焚口部をもち、燃焼部下に緩い窪みを有している。燃焼部は壁付近にあり、内幅約60cmを測る。

カマドの主体部は壁から壁外にあり、煙道は短く燃焼部と煙道の境は緩く移行している。天井部は崩壊しているが、構築材に粘土の比率が低かったため比較的ローム質の土が堆積している。カマドの残存高は、約25cmを測る。カマド内は上半部がよく焼け、燃焼部下部には炭化物が多く堆積しており使用の状況が窺える。

第1B号住居跡

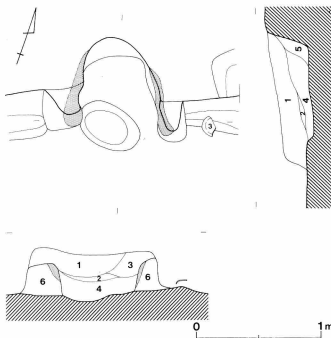
本址は、II区東側で第1A号住居跡と重複して検出された。南側の大半を第1A号住居に切られており、本址の方が古い。また、本址より古い土域と重複している。住居の形態は、大半が発掘区外にあり、一辺2m以上の方形を呈すると推定されるが、詳細は不明である。壁はほぼ垂直に立ち上がり、壁高は約50cmを計測し、壁溝およびカマドは確認されていない。床面の状態は、比較的軟弱であり、第1A号住より10cm程浅い。柱穴は、確認されていない。遺物は少ないが、住居の時期は真間期であろう。



第5図 第1A・B号住居跡

第1A・B号住居跡土層

- 第1層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、焼土粒子・炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない。)
- 第2層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない。)
- 第3層 黒褐色土層 (ローム粒子、焼土粒子、炭化物粒子を均一に含む。粘性、しまりともない。)
- 第4層 暗橙褐色土層 (焼土ブロック、粘土ブロックを均一に、ローム粒子を微量含む粘性、しまりともない。)
- 第5層 黒色土層 (ローム粒子、焼土ブロックを均一に含む。粘性、しまりともない。)
- 第6層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に含む。粘性、しまりともない。)
- 第7層 暗褐色土層 (ローム粒子、焼土粒子を微量含む。粘性、しまりともない。)
- 第8層 黒褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない。)
- 第9層 暗黄褐色土層 (ローム粒子を多量に含む。粘性、しまりともない。)



第 6 図

第 1 A 号住居跡カマド

第 1 A 号住居跡カマド土層

- 第 1 層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、焼土粒子、ロームブロックを均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第 2 層 赤褐色土層 (焼土粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第 3 層 暗赤褐色土層 (焼土粒子を多量に、炭化物粒子、ローム粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第 4 層 暗褐色土層 (ローム粒子、焼土ブロックを微量含む。粘性、しまりともない)
- 第 5 層 暗黄褐色土層 (ローム粒子を均一に、ロームブロックを微量含む。粘性、しまりともない)

第 2 A 号住居跡

本址は、II区西側で第 2 B 号住居跡と重複して検出された。第 2 B 号住居跡との重複が認められ本址が切っており、新しい。住居の形態は、一辺約 4.6m の方形を呈すると推定され、東壁にカマドを有する。壁はほぼ垂直に立ち上がって壁高は約 40cm を測り、壁溝が存在する。床面の状態は比較的良好で、床面中央付近にピットが検出されたが、主柱穴は確認されていない。覆土は、比較的均質である。住居の時期は国分期の所産と考えられる。

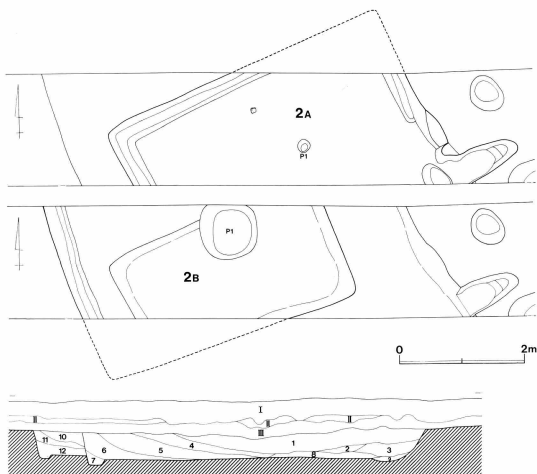
第 2 A 号住居跡カマド

住居址東壁の中央より南よりと思われる所に設置されており、遺存状態は良好である。全長は 130cm、幅約 100cm を測る。袖部は短く、壁外に延びた掘り方の壁間を暗灰色粘土を用いて天井部を構築している。燃焼部は壁付近にあり、内幅約 50cm を測る。カマドの主体部は壁から壁外にあり、煙道は長く壁外に延

び燃烧部と煙道の境は緩い段を有している。焚口部付近の天井部は崩壊しているが、煙道部は良好な状態であり、カマド残存高は約40cmを測る。カマド内は全体的によく焼けており、燃烧部下部もよく焼土化している。

第2B号住居跡

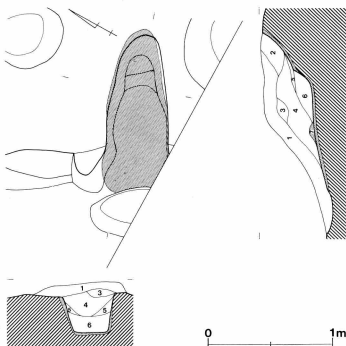
本址は、II区西側で第2A号住居跡と重複して検出された。第2A号住居跡に切られており、本址の方が古い。住居の形態は、一辺約4.2mの方形を呈すると推定され、カマドは確認されていない。壁高は約40cmを測り、西壁下に壁溝が存在する。床面は、東側で確認されなかったが掘り方によって平面形を推定することができる。主柱穴は、確認されない。P1は床下土坑である。住居の時期は国分期の所産と考えられる。



第7図 第2A・B号住居跡

第2 A・B号住居跡土層

- 第1層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、焼土粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第2層 黒褐色土層 (焼土粒子を均一に、ローム粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第3層 暗褐色土層 (焼土粒子、炭化物粒子を均一に、ロームブロック、明褐色粘土ブロックを微量含む。粘性、しまりともない)
- 第4層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、焼土粒子、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第5層 暗褐色土層 (ローム粒子、焼土粒子、炭化物粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第6層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、焼土粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第7層 暗褐色土層 (ローム粒子を多量に、ロームブロックを微量含む。粘性、しまりともない)
- 第8層 暗褐色土層 (焼土粒子、炭化物粒子を多量に、ローム粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第9層 暗橙褐色土層 (焼土粒子、焼土ブロックを多量に、明褐色粘土ブロックを均一に含む。粘性はなく、しまりを有する)
- 第10層 黒褐色土層 (ローム粒子、焼土粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第11層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、ロームブロック、焼土粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第12層 暗褐色土層 (ローム粒子、焼土粒子、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)



第8図

第2 A号住居跡カマド

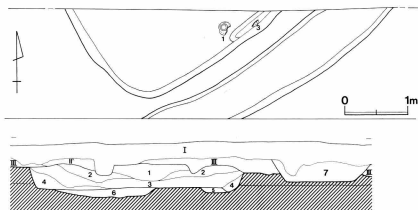
第2 A号住居跡カマド土層

- 第1層 暗褐色土層 (暗灰白色粘土粒子を均一に、焼土粒子、ローム粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第2層 暗赤褐色土層 (焼土粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 第3層 暗灰色土層 | (焼土ブロック、ロームブロックを微量含む。粘性、しまりともない) |
| 第4層 暗褐色土層 | (ロームブロックを均一に、焼土ブロックを多量に含む。粘性、しまりともない) |
| 第5層 赤褐色土層 | (焼土粒子、焼土ブロックを多量に含む。粘性、しまりともない) |
| 第6層 暗褐色土層 | (焼土ブロック、ローム粒子を微量含む。粘性、しまりともない) |
| 第7層 赤色土層 | (焼土ブロック) |

第3号住居跡

本址は、I区 住居址の南コーナー付近が検出された。並行して近世以降の溝状遺構が検出されている。重複は認められない。住居の形態は、2.8m以上の方形を呈すると推定され、カマドは確認されていない。壁高は30～40cmを測り、一部に壁溝が存在する。床面は、掘り方をもち張り床されている。柱穴は、確認されない。住居の時期は国分期の所産と考えられる。



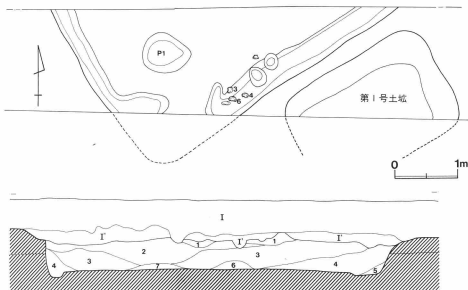
第9図
第3号住居跡

第3号住居跡土層

- | | |
|------------|--|
| 第1層 暗褐色土層 | (ローム粒子、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない) |
| 第2層 暗褐色土層 | (ローム粒子を均一に、ロームブロック、焼土粒子を微量含む。粘性、しまりともない) |
| 第3層 暗褐色土層 | (ローム粒子、炭化物粒子、焼土粒子を均一に、ロームブロックを微量含む。粘性、しまりともない) |
| 第4層 暗茶褐色土層 | (ローム粒子を均一に含む。粘性、しまりともない) |
| 第5層 暗黄褐色土層 | (ローム粒子、ロームブロックを均一に含む。粘性はなく、しまりを有する) |

第4号住居跡

本址は、I区 住居址の南コーナー付近が検出された。南側の壁に並行して第1号土壇が検出されているが、重複は認められない。住居の形態は、4.6m以上の矩形を呈すると推定され、カマドは確認されていない。壁高は約40cmを測り、南側コーナー付近は不明であるが他は壁溝が存在する。床面の状態は、比較的良好であり、床面にピットが1本確認されたが柱穴と考えることは困難である。住居の時期は真間期の所産と考えられる。



第10図 第4号住居跡

第4号住居跡土層

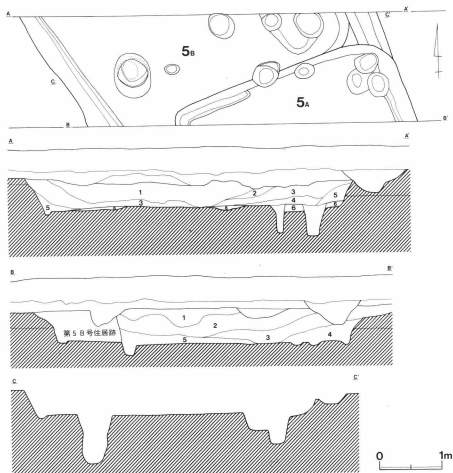
- 第1層 暗黄褐色土層（ローム粒子、ロームブロックを多量に含む。粘性、しまりともない）
 第2層 暗褐色土層（ローム粒子を多量に、ロームブロック、焼土粒子を微量含む。粘性、しまりともない）
 第3層 暗黄褐色土層（ローム粒子、ロームブロック、炭化物を多量に含む。粘性、しまりともない）
 第4層 暗褐色土層（ローム粒子、ロームブロック、焼土ブロックを微量含む。粘性、しまりともない）
 第5層 暗黄褐色土層（ローム粒子を多量に含む。粘性、しまりともない）
 第6層 暗褐色土層（ロームブロック、焼土ブロックを均一に含む。粘性、しまりともない）
 第7層 黒褐色土層（炭化物粒子を多量に、ロームブロックを微量含む。粘性、しまりともない）

第5 A号住居跡

本址は、I区 住居址の北壁および東西の両コーナーが検出されている。本址は、第5 B住居跡と重複し本址のほうが新しい。住居の形態は、一辺3.8mの方形を呈すると推定され、カマドは確認されていない。壁高は40～50cmを測り、一部に壁溝が存在する。ピットは確認されているが、柱穴と考えられるものは確認されてない。住居の時期は不明。

第5 B号住居跡

本址は、I区 住居址の東壁および西壁が検出されている。第5 A住居跡と重複し、本址が古い。住居の形態は、一辺約4.4mの方形を呈すると推定され、カマドは確認されていない。壁高は約50cmを測り、西壁下に壁溝が存在する。床面は、浅い掘り方を有し比較的良好である。ピットは確認されているが、柱穴であるかどうかは明らかではない。住居の時期は不明。



第11図 第5A・B号住居跡

第5A・B号住居跡土層

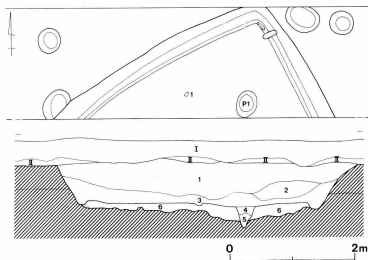
- 第a層 黒褐色土層 (炭化物粒子を多量に、ロームブロックを微量含む。粘性、しまりともない)
- 第1層 暗褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子、焼土粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第2層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、焼土粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第3層 暗褐色土層 (焼土粒子を多量に、ローム粒子、炭化物粒子、ロームブロックを微量含む。粘性、しまりともない)
- 第4層 暗褐色土層 (ローム粒子、焼土粒子を均一に、ロームブロックを微量に含む。粘性、しまりともない)
- 第5層 暗褐色土層 (ローム粒子、ロームブロックを均一に、焼土粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第6層 暗褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第7層 暗褐色土層 (ローム粒子、ロームブロックを均一に、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)

第6号住居跡

本址は、I区 住居址の北コーナーが検出されている。重複は認められない。住居の形態は、一辺約4m以上の方形を呈すると推定され、カマドは確認されていない。壁は、緩い立ち上がりを示し崩壊している。壁高は60～70cmを計測し、調査範囲全体に壁溝が検出された。床面の状態は、張り床をもち概して軟弱である。P1は、柱穴と考えられるものであり、張り床上から掘り込んでいる。覆土は、比較的均質である。出土遺物は、一部に鬼高式を含むが混入と考えられ、住居の時期は真間期の所産と推定される。

第12図

第6号住居跡



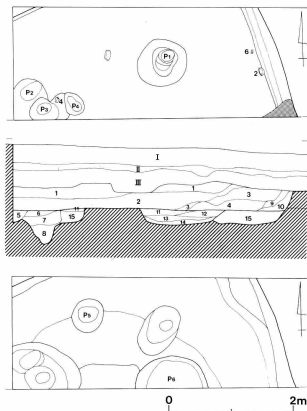
第6号住居跡土層

- 第1層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、ロームブロック、炭化物、焼土粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第2層 暗褐色土層 (ローム粒子、焼土粒子を均一に、ロームブロック、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第3層 暗褐色土層 (ローム粒子、ロームブロック、焼土粒子、炭化物粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第4層 暗褐色土層 (ローム粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第5層 暗黄褐色土層 (ロームブロックを均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第6層 暗黄褐色土層 (ロームブロックを多量に含む。粘性はなく、しまりを有する)

第7号住居跡

本址は、I区 住居址の東壁および北壁が検出されているが、コーナーは検出されていない。重複は認められない。住居の形態は、未発掘区にかかり明らかではないが、一辺4.2m以上の矩形を呈すると推定され、カマドは東壁に調査区の南端に一部確認されている。壁は、緩く立ち上がる。壁高は約40cmを測り、東壁下に壁溝が存在する。床面の状態は、掘り方が比較的明瞭に確認されるよ

うな状態であった。P 1 は、柱穴と考えられるものである。P 2～4 は、柱穴と考えることも可能であるが詳細は不明である。掘り方の調査後に P 5、P 6 が検出され、P 6 は埋土中に粘土および焼土塊を含み所謂床下土域と考えられるものである。住居の時期は、真間期の所産と推定される。



第13図 第7号住居跡

第7号住居跡土層

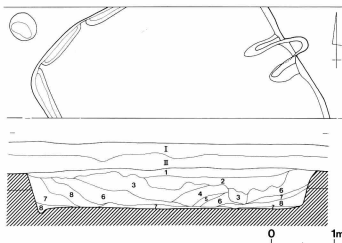
- 第1層 暗褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第2層 暗褐色土層 (ローム粒子を均質に、ローム塊、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第3層 暗褐色土層 (ローム粒子、ローム塊、焼土塊、炭化物粒子を均質に含む。粘性、しまりともない)
- 第4層 暗褐色土層 (ローム粒子、褐色粘土粒子、焼土粒子、炭化物粒子を均質に含む。粘性、しまりともない)
- 第5層 黒褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第6層 暗黄褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第7層 黒褐色土層 (ローム粒子、ローム塊を均一に、炭化物粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第8層 暗黄褐色土層 (ローム塊を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第9層 明黄褐色土層 (明黄褐色粘土を主体とする)

- 第10層 灰白色土層 (灰白色粘土を主体に焼土塊、炭化物粒子を微量に含む。粘性が強い)
- 第11層 暗黄褐色土層 (ローム塊を多量に含む。粘性は低い、しまっている)
- 第12層 黄灰色土層 (灰白色粘土塊を多量に、焼土塊、ローム塊を微量含む。しまりはないが粘性に富む)
- 第13層 黄灰色粘土層 (黄灰色粘土を主体とし、粘性に富む)
- 第14層 暗赤褐色土層 (焼土塊、灰白色粘土粒子を多量に含む。粘性に富みしまりはない)

第8号住居跡

本址は、Ⅰ区 住居址の東壁および北・西壁が検出され、西コーナーが検出されている。重複は認められない。住居の形態は、一辺3.9m方形を呈すると推定され、カマドは東壁に確認されている。壁は、比較的垂直に立ち上がり壁高は約60cmを測り、西側コーナー付近に壁溝が存在する。床面の状態は、比較的良好である。柱穴は、確認されなかった。覆土は、ロームブロックを多量に含むなど埋め戻されたような状態であった。住居の時期は、鬼高Ⅱ期と考えられる。

第14図 第8号住居跡

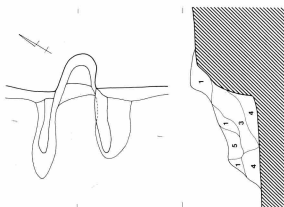


第8号住居跡土層

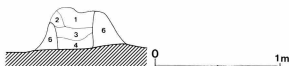
- 第1層 暗褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第2層 暗褐色土層 (ローム塊、ローム粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第3層 暗黄褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子を均一に、炭化物粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第4層 褐色土層 (褐色粘土塊を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第5層 暗赤褐色土層 (焼土粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第6層 暗黄褐色土層 (ローム塊を多量に、ローム粒子、炭化物粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第7層 黒色土層 (ローム粒子を均一に含む。粘性に富むがしまりはない)
- 第8層 暗黄褐色土層 (ローム塊、ローム粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)

第8号住居跡カマド

住居址東壁の中央よりやや南よりと思われる所に設置されており、遺存状態は良好とはいえない。全長は約80cm、幅75cmを測る。袖部は長く壁内に延び、袖部間を連絡するように褐色粘土によって天井部を構築している。燃烧部は壁内にあり、内幅約40cmを測る。カマドの主体部は壁内にあり、煙道は短く壁外に延び、燃烧部と煙道の境に段を有している。天井部は崩壊しているが、カマド残存高は約30cmを測る。



第15図 第8号住居跡カマド

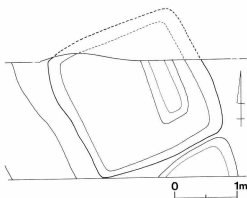


竪穴状遺構

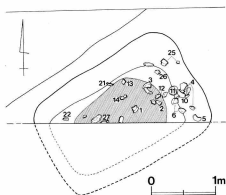
ほぼ正方形の形態を呈する。一辺2.3m、深さ60~70cmを測る。底面の形態は、平坦であり中央東寄りの壁下に並行して溝状の落込み部を有する。出土遺物は、確認されていないが、Ⅲ層下から確認されるもので覆土の状態から古代に遡るものと推定される。

第1号土城

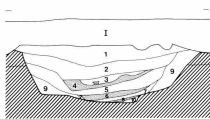
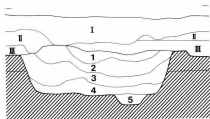
本址は、Ⅰ区第4号住居址に隣接し、住居の南壁に並行するように構築されている。隅丸方形の平面形態を呈する。長径2.5m、短径1.8m、深さ70~80cmを測る。底面の形態は、比較的平坦で中央に広く緩い窪みを有する。覆土は、焼土塊や焼土粒が炭化物を含む層と互層に堆積し、多量の土師器が検出された。本址の性格は、土器焼成遺構である可能性があらう。出土遺物の時期は、真間式後半から終末的な様相であり、本遺構の時期を示している。



第16図 堅穴状遺構



第17図 第1号土坑



第1号土坑土層

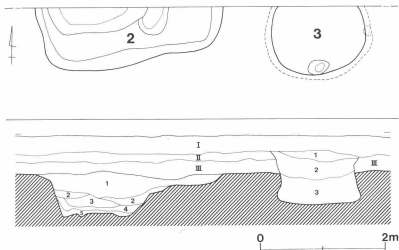
- 第1層 暗褐色土層 (ローム粒子、焼土粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第2層 暗褐色土層 (ローム粒子、ロームブロックを均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第3層 黒褐色土層 (ローム粒子、ロームブロック、炭化物粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第4層 橙褐色土層 (焼土ブロック、焼土粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第5層 暗赤褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子、焼土粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第6層 橙褐色土層 (焼土ブロックを多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第7層 黒色土層 (細かい炭化物の純層)
- 第8層 暗黄褐色土層 (焼土粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第9層 暗褐色土層 (ロームブロックを均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第10層 暗黄褐色土層 (ローム粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)

第2号土坑

本址は、I区第3号土坑に隣接して発見された。不正な隅丸矩形の形態を呈する。長径約3m、深さ60～70cmを測る。底面の形態は、比較的平坦であるが中央付近に不規則な窪みを有する。出土遺物は、確認されていないが、III層下から切り込まれて構築されており、覆土が第8号住居跡と類似し、土師器のみ出土しているところから鬼高～国分期に形成されたものと推定されるものである。

第3号土坑

本址は、I区第2号土坑に隣接して発見された。円形の袋状を呈する。直径1.2m、深さ70～80cmを測る。底面の形態は、平坦で壁下に小さなピットを有する。出土遺物は、確認されていないが、II、III層を切って構築されしかも覆土中に浅間山系A軽石を含んでおり、近世以降の比較的新しいものである。



第18図

第2・3号土坑

第2号土坑土層

- 第1層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第2層 黒褐色土層 (ローム粒子、炭化物粒子を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第3層 暗黄褐色土層 (ローム粒子を多量に含む。粘性、しまりともない)
- 第4層 黒褐色土層 (炭化物粒子を多量に、ローム粒子を微量含む。粘性、しまりともない)

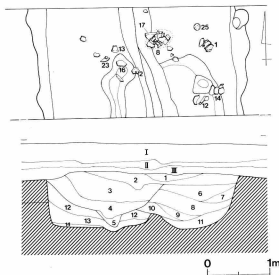
第3号土坑土層

- 第1層 暗褐色土層 (浅間山系A軽石を均一に、ローム粒子を微量含む。粘性、しまりともない)
- 第2層 暗褐色土層 (ローム粒子を多量に、ローム塊・浅間山系A軽石を均一に含む。)
- 第3層 暗黄褐色土層 (ローム粒子、ローム塊を多量に、浅間山系A軽石、炭化物粒子を含む)

第1号溝

本址は、I区 発掘区に直行するように検出された。溝は、全幅3.3m、深さは70～80cmを測り、覆土の堆積や底面の形状から複数の掘り返しが想定される。掘り返しは、大きく3回の単位が看取され、幅約2m程度の溝の重複と考えることができる。底面の状態は、流水の痕跡は認められず、積極的に水路跡であるとする事はできないが、排水路として機能していたと推定される。

出土遺物は、比較的に豊富であり土師器、須恵器が出土している。遺構の時期は真間期の所産と考えられるが、掘り返しの状況や遺物の形態からも一定の時期幅の存在が看取される。



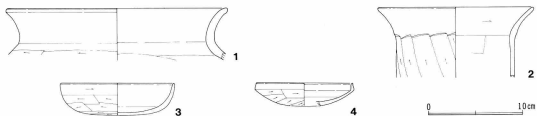
第19図 第1号溝

第1号溝土層

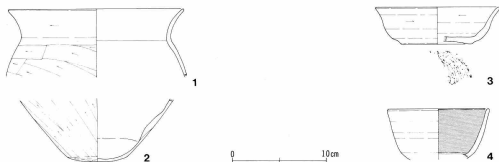
- 第1層 暗赤褐色土層 (焼土粒子、焼土塊を多量に、炭化物粒子を微量含む。粘性は低い)
- 第2層 暗褐色土層 (焼土粒子、炭化物粒子を均一に、ローム塊を微量に含む。粘性は低い)
- 第3層 暗褐色土層 (炭化物粒子を均一に、ローム粒子を微量に含む。粘性、しまりともない)
- 第4層 暗褐色土層 (炭化物粒子・焼土粒子・ローム粒子を微量に含む。粘性、しまりともない)
- 第5層 暗黄褐色土層 (ローム塊を均一に含む。粘性、しまりともない)
- 第6層 暗黄褐色土層 (ローム粒子を多量に、ローム塊、焼土粒子、炭化物粒子を均一に含む)
- 第7層 黒褐色土層 (ローム粒子を均一に、炭化物粒子、焼土粒子を微量に含む。粘性は低い)
- 第8層 暗黄褐色土層 (ローム粒子を均一に、炭化物粒子、焼土粒子を微量に含む。粘性は低い)
- 第9層 暗褐色土層 (ローム粒子を均一に、ローム塊を微量に含む。粘性、しまりともない)
- 第10層 暗褐色土層 (ローム粒子、ローム塊を多量に、炭化物粒子を微量に含む。粘性は低い)
- 第11層 黒褐色土層 (ローム塊、炭化物粒子、焼土粒子を微量に含む。粘性、しまりともない)
- 第12層 黒褐色土層 (ローム粒子を均一に、炭化物粒子、焼土粒子を微量に含む。粘性は低い)
- 第13層 黒褐色土層 (炭化物粒子、焼土粒子を微量に含む。粘性、しまりともない)
- 第14層 灰白色土層 (灰白色粘土を多量に、ローム粒子を均一に含む。粘性に富みしまっている)

第1号掘立柱建物跡

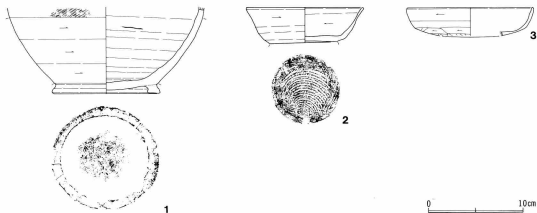
本址は、II区西側、第2B号住居跡の西に隣接する位置で検出された。3本の柱穴が確認されており、柱根は検出されていないが柱間は約1.8mを測る。遺構の全体は、未調査区にかかり梁行、桁行等は不明である。遺物は検出されていないが、真間～国分期の所産であると推定される。



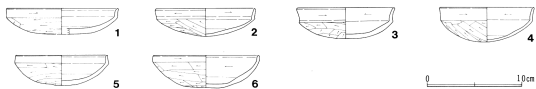
第20図 第1A・B号住居跡出土土器



第21図 第2A・B号住居跡出土土器



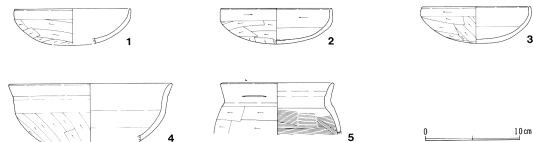
第22図 第3号住居跡出土土器



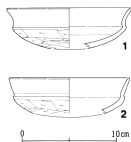
第23图 第4号住居跡出土土器



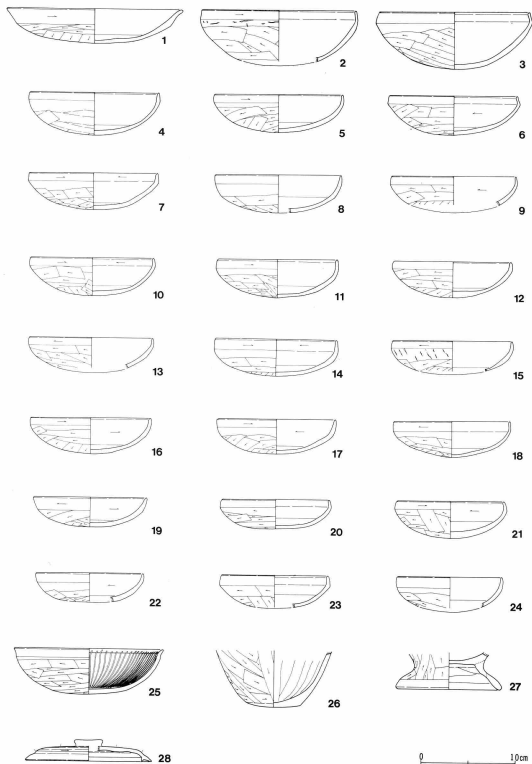
第24图 第6号住居跡出土土器



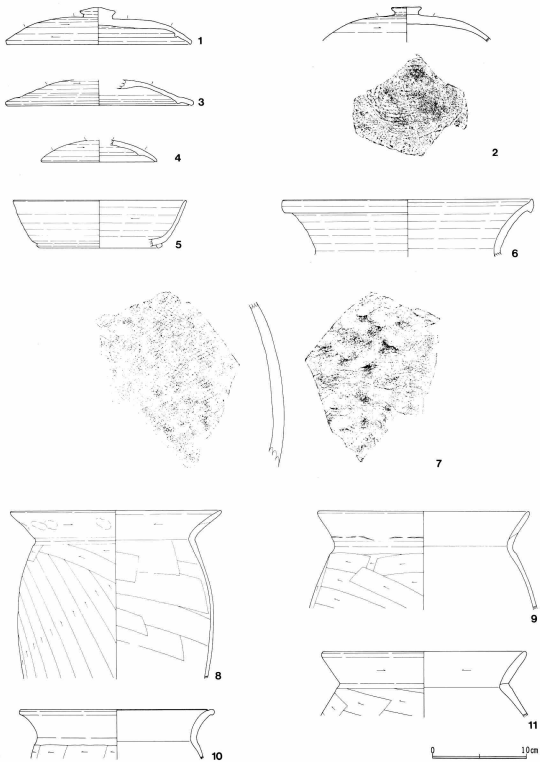
第25图 第7号住居跡出土土器



第26图
第8号住居跡出土土器



第27图 第1号土坑出土土器



第28图 第1号溝出土土器(1)



12



13



14



15



16



17



18



19



20



21



22



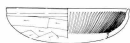
23



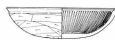
24



25



26



27



第29図 第1号溝出土土器(2)

第IV章 児玉条里および中下田遺跡の調査

本章は、昭和61年度に実施した児玉条里遺跡および中下田遺跡についてその概要を報告するものである。したがって、遺跡の詳細は別途報告する予定である。調査対象区は、児玉町大字上真下の九郷用水と女堀川に挟まれた区域の約18ha内に展開する児玉条里遺跡およびその一部に検出された中下田遺跡である。

1. 児玉条里遺跡 (61工区)

児玉条里遺跡の調査は、圃場整備事業によって破壊される排水路計画路線区域を中心に実施した。また、現存する条里形地割りと埋没条里の相関を確認するため、条里形地割りの残存している区域を中心に条里の坪の交点の調査を行った。

調査対象区西側の相対的に低位の区域では、条里形地割りが明確に確認されている。この区域においては、古代以来の水田層が良好に残存しており、水田耕土と鉄分とマンガンの凝集する水田床土(田床)を単位とし、複数の水田層が確認される。

これらの水田層は、浅間山系A軽石、浅間山系B軽石を鍵層に各々の形成時期を明確に区分することができる。すなわち、天明3年(1783)に噴出した浅間山系A軽石を含む水田は近世以降の水田層であり、天仁元年(1108)に噴出したと推定されている浅間山系B軽石を含む層は中世を中心とする時期の水田層として捉えることができる。さらに、浅間山系B軽石を含む層下から検出されるこれを含まない層は、古代水田層として把握される。実際は、このような軽石を顕著に含む水田層の間にも軽石の混入の少ない水田層が挟み込まれてお



第30図 児玉条里・中下田遺跡調査位置図

り、遺物の稀少な水田層の年代を相対的に区分することができる。

これらの水田層は、各々が相互に独立して区分され、層の境界に不連続面が形成されており、幾度かの耕作の中断が予想される。しかし、近世以降水田床土が連続的に上昇する傾向があり連続的な耕作の結果と考えることができる。したがって、より下層の独立した水田層の形成は、耕作の中断を推定させるものであり、この傾向は古代～中世の水田層に顕著である。

このように重層的に水田層が確認できる調査対象区西側の区域に対し、調査対象区東側の高位の条里形地割りの崩れている区域では、古い水田層の確認できない部分が多い。これは土壌の堆積が少なく流出している為と考えることもできるが、むしろ条里が施工されていなかった可能性が高い。

条里形地割りの下層から検出された埋没している畦畔状遺構は、坪交点2で現行の条里坪線に合う東西方向の畦畔が検出されている。この畦畔状遺構の幅は、1.5mから2mを測り、調査区内で約9m程の距離が確認されている。この畦畔状遺構は、南北坪線の区画の箇所後世の水田によって切られており確認されない。確認された畦畔状遺構は、浅間山系B軽石を含む層より下部で検出されており古代水田層に伴うものである。この地点においても、この畦畔状遺構の上部に中世・近世の水田層が重層的に確認され、現状の畦畔の位置に変遷する畦畔の重層的な累積を捉えることができる。

このほか、坪交点1・3・4においても、現行の条里形地割りに極めて近い位置より古代畦畔と並行すると考えられる溝状遺構が検出されるところから、現行の条里形地割りの形成が古代に遡ることが確認される。とくに、坪交点1号溝は、古代水田層下から検出されたものではほぼ東西方向に直線的に検出された。この溝は、北側に沿って条里施工期の東西方向に延びる坪線畦畔に沿う溝状遺構が検出されており、検出された位置や方向が条里形地割りに一致する点である。この坪交点1-1号溝状遺構から真間式の完形品の坏が2点重なって出土していることは、条里地割の施工年代を知る上できわめて良好な資料と考えることができるものである。また、この溝状遺構の北側には、古代水田層下に水平な土層の堆積が確認され、1号溝にかかわるより古相の水田層である可能性があるとはいえ、調査区北側において落ち込んでおり自然的堆積層である可能性もある。

また、坪交点4からは鬼高式の坏の破片と鉄鏝が検出されていることも注目



第31図 交点1 1号溝出土



第32図 交点4 出土

されるが、この坯は破片資料で摩滅も激しいところから後の流れ込みと考えてよいであろう。

このように古代の条里形地割りが検出される東西方向の条里坪線に対して、南北方向の坪線については現状の畦畔下に各時期の水田層が延びているとはいえ明確な遺構を検出することはできなかった。

今回の調査区における南北方向の坪線は、ほとんどが現在「中堀」と呼ばれている用水路から各坪の水田に導水する溝を伴うが、断面観察では古代に遡る土層を確認し得なかった。また、坪の内側を区画する小規模な畦畔状遺構を確認することもできなかった。

ともあれ、ここでは検出される水田層は広域にわたって古代に遡って形成されていることを確認し得たことは注意しておくべきであろう。

なお、現状の南北方向に延びる畦畔においては、比較的幅の広い状況を呈しているが、この畦畔の幅は、浅間山系A軽石降灰時の軽石を降灰後にその時期の畦畔にかき寄せたものであることが坪交点3・4・5の調査で確認されている。このことは条里の復元を行う上で注意すべき点であろう。

溝状遺構

比較的規模の大きい溝状遺構は、調査区FとA5でそれぞれ検出されている。調査区Fの第1号溝状遺構は、流路が現九郷用水に並行し、幅は明確にし得なかったが3m程であることが推定されるものであり、現地表面からの深さは1.5mを測る。この溝状遺構の開鑿時期は、溝最下層より国分式土器が出土するところから古代に遡るものである可能性が高い。この溝は、流路の方向や位置から付近に存在する九郷用水（北流）との関連で注目すべきものである。この溝状遺構の延長方向には条里形地割りの坪交点にほぼ一致するところから条里施工以降の開鑿にかかる遺構であろう。

また、調査区A5で検出された大溝は、幅約4m、深さは約1.5mを測る。この溝状遺構は、複数回の掘り返しが確認されており、当初の流路と掘り返し後の流路では方向が異なっている。この溝状遺構の流路は、調査区内からは判断が難しいとはいえ、おおそ東西方向に延びている。しかし、条里の走行とは一致していない。2度目の掘り返し最下層から出土した遺物は国分期のものであり、9世紀代のものと推定される。三度の掘り返しの後、浅間山系B軽石が上部に堆積し、この時期にはかなり埋没が進行していたものと推定される。この上部に中世水田層が確認されるところから中世のある時期には既に機能を停止していたものと考えてよい。開鑿の時期は、古代条里遺構と関連の強いものとして条里施工に伴う時期である可能性があらう。

竪穴住居跡（図版13）

竪穴式住居跡は、1軒検出されており、調査対象区西端の調査区Fで検出された。出土遺物は少ないとはいえ羽釜を伴う国分式後半の時期のものである。

遺構は、調査区に限定され一部を調査するにとどまった。住居の掘り込みは深く壁の状態も良好であった。この住居址は、周囲の調査状況から考えて小規模な集落を構成するものと考えられるが、確実ではない。

2. 中下田遺跡の調査

遺跡の概要

中下田遺跡は、調査区A4、B5の条里水田層の下から縄紋集落が検出されたものであり、条里遺跡と区別して別に遺跡名を定めた。

検出された遺構は、竪穴式住居跡2軒、集石土壌を含む土壌3基である。時期は加曾利E式であり、遺構の分布は発掘区中央に集中している。また、周囲の調査区からも土器や石器は散漫に検出されている。本遺跡は、比較的小規模な集落と推定される。遺構は、上部を水田の開墾が及び、かつ粘質土で確認が困難であった。

遺構の概要

J1号住居址（図版19～21）は、プランが不明確であり埋甕、炉と遺物の集中心によって確認した。これらを巡るようにピットが検出されているが全てが柱穴か否かは明らかにし得なかった。しかし、概ね円形の平面形態を呈するものと推定される。時期は、加曾利EⅢ式が埋甕で確認されている。これをもって、住居址の時期と考えておきたい。

本址から出土した確実に伴う遺物には埋甕がある。この土器は、口縁部文様帯と体部文様帯をもつが、口縁部文様帯の下限を画する区画が不明瞭であり加曾利EⅢ式の特徴を示している。体部文様は上端で蕨手状に巻き上がり文様帯の横位区画に接しないことが特徴である（図版24）。

J2号住居址（図版22）は、プランが円形を呈し10cm程の立ち上がりが検出された。炉はよく焼けているが、覆土中においても一部に焼土の広がりが検出されている。ピットは、壁下に巡り、柱穴と思われる。時期は、覆土中の土器から加曾利EⅢ式が検出されており、住居址の時期と推定される。

本址に伴う鉢形土器は、口辺部は横位の区画をもちその上部が無紋であり、口縁部文様帯が省略されるものであり、体部の懸垂文の上端が相互に連結されている。この懸垂文間には縄紋が施されておらず、磨消縄紋を呈している。加曾利EⅢ式（図版24）。
(鈴木徳雄)

第V章 児玉条里および塚畠遺跡の調査

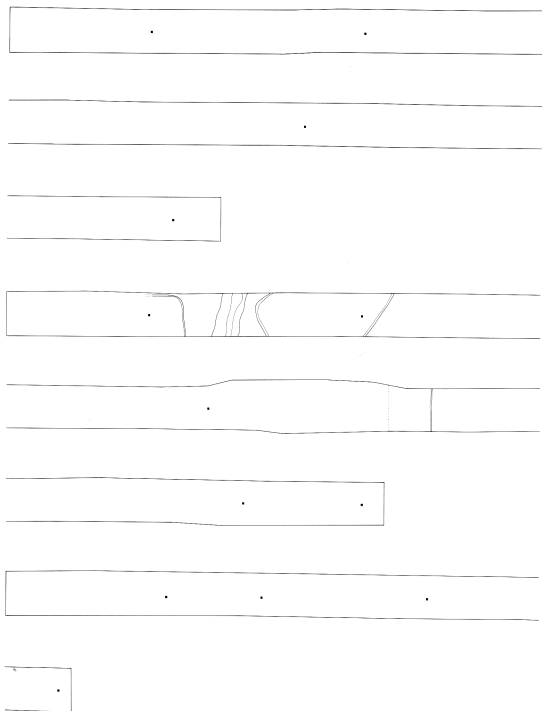
1. 塚畠遺跡（A地点）の概要

塚畠遺跡（A地点）は本庄台地縁辺部の微高地部分に位置する。調査開始以前の現況は微高地部分が桑畠であり、低地部分が水田となっていた。基盤の土層は茶褐色粘質土であり、台地上のローム層に対比される。調査はバケット幅のトレンチで行い、調査区は西からそれぞれⅠ区、Ⅱ区、Ⅲ区、Ⅳ区と呼称した。本遺跡からは、住居址三軒と溝一条が検出された。遺物は第2号住居址のみから炭化材と共に五領期の土器が検出され、他の二軒からは認められなかった。土層観察の所見により、遺物が認められなかった二軒も含めて三軒とも同時期の所産であると考えられる。溝からも遺物は検出されなかったが、浅間A軽石を含んだ土層から切り込んでいる事により、近世の所産であると考えられる。

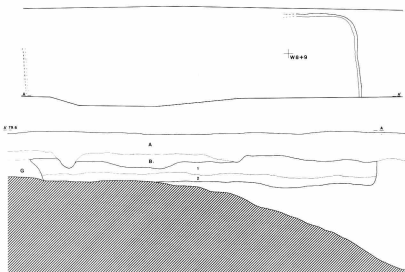


塚畠遺跡及び児玉条里遺跡の基本層序

- | | |
|-------------|--|
| A層（灰黒色土層） | 現耕作土層で浅間A軽石を多量に含む |
| B1層（灰黒色土層） | 旧耕作土層で浅間A軽石を多量に含む |
| B2層（灰黒色土層） | 旧耕作土層で浅間A軽石を多量に含むB1層の床層 |
| B3層（橙褐色土層） | 旧耕作土層で浅間A軽石を多量に含む床層 |
| B4層（灰色土層） | 旧耕作土層で浅間A軽石を多少含む |
| C1層（灰白色粘土層） | 白色と灰色の粘土の互層で浅間A軽石を全く含まず、鉄斑が多少見られる |
| D1層（灰黒色土層） | 浅間B軽石を多量に含み、直下層であるE1層のブロック（径1～5cm）も多く含む |
| E1層（黒色土層） | 旧耕作土層で鉄斑（径5mm）も多少含む |
| E2層（黒褐色土層） | 直上層であるE1層の床層でE1層がやや褐色を帯びたもの |
| F1層（茶褐色土層） | 旧耕作土層の可能性を持ちG1層に似るがやや粘性が強い |
| F2層（茶褐色土層） | 旧耕作土層の可能性を持ちF1層に準じるがやや黒色を帯びる |
| F-G層（白色粘土層） | 白色粘土及び灰色粘土を主成分とする互層 |
| G1層（灰黒色土層） | 下層であるH1層に白色粒子（径1mm）を多く混じったもので、鉄斑（径3～5mm）も含みやや強い粘性を示す |
| H1層（黄褐色粘土層） | 鉄斑（径5～10mm）を多く含むやや砂質の粘土層で、洪積層と考えられる |



第33図 塚島遺跡全測図

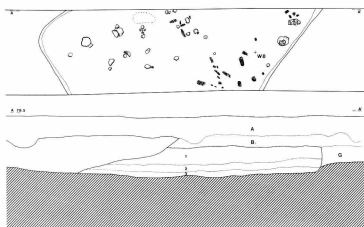


第34図 塚畠遺跡第1号住居跡

塚畠遺跡第1号住居址土層説明

第1層（茶褐色土層）やや粘性があり均一でマンガン粒（径5～8mm）を多少含み赤色粒（径5～10mm）も少量含む

第2層（茶褐色土層）1層に準じるが赤色粒が少なくやや黒色を帯びている



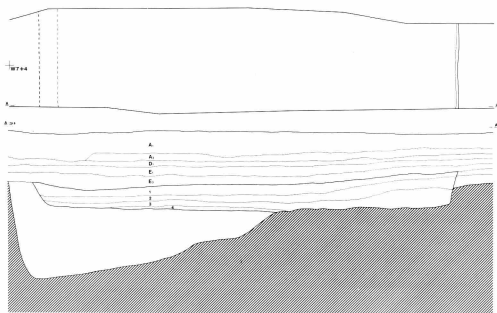
第35図 塚畠遺跡第2号住居跡

塚畠遺跡第2号住居址土層説明

第1層（黒茶色土層）やや粘性があり均一でマンガン粒（径2～5mm）を多少含み赤色粒（径1～2mm）も多少含む

第2層（黒茶色土層）1層に準じるが炭化物を多く含み赤色粒も多く含まれる

第3層（黒茶色土層）1層に準じるが炭化物を多少含み赤色粒も少量含まれる



第36図 塚島遺跡第2号住居跡

塚島遺跡第3号住居址土層説明

- 第1層（茶褐色土層）強い粘性を帯び赤色粒（径1～2mm）を多少含む、均一
- 第2層（茶褐色土層）1層に準じるが炭化物を多少含む赤色粒も多い
- 第3層（茶褐色土層）1層に準じるが炭化物を多量に含む赤色粒も多い
- 第4層（茶褐色土層）貼り床層、地山と同様な成分で地山よりやや風化しており均一であり、炭化物や赤色粒を含まない

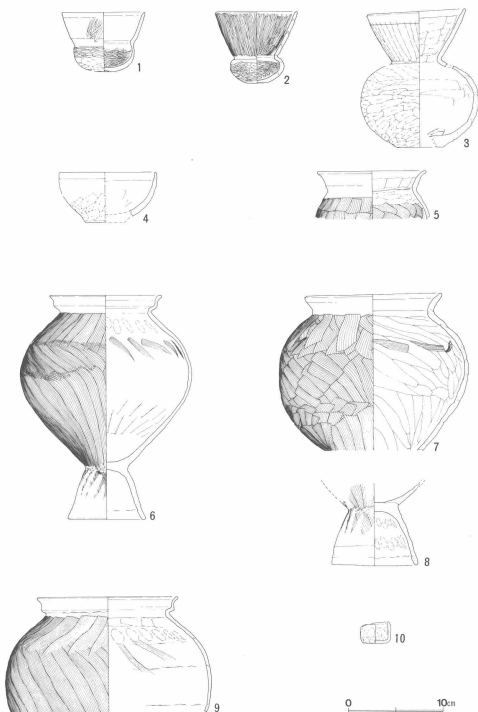
塚島遺跡第1、2、3号住居址遺構説明

第1号住居址は第2区に位置する。確認面からの掘り込みは2～3cm程度で極めて浅く、また覆土も明瞭ではなかった。遺構は東壁と北壁の一部は明瞭に検出されたが、西壁と北壁の大部分は平面的には検出が困難であり、辛うじて調査区断面の土層により痕跡を確認した。遺物は全く検出されず五領期の住居址である事の積極的な根拠は、その覆土と考えられる土層が第2号住居址と極めて似ている事による。

第2号住居址も第2区に位置する。確認面からの掘り込みは3～5cm程度であり、覆土もやや不明瞭であった。遺構は西側コーナー部と東壁が確認されており、多量の炭化材が検出されると共に五領期の土器も図示可能な物が床面直上で数点検出されている。炉は住居のやや北西よりに位置している。

第3号住居址も第2区に位置している。確認面からの掘り込みは5cm程度であり、覆土は第1号住居址と同様に明瞭ではなかった。遺構は東壁が検出されたのみで、他の三辺は平面的には検出する事が出来ず、調査区断面で痕跡を確認するにとどまった。遺物は第1号住居址と同様に全く検出されず、五領期の住居址である事の積極的な根拠は、その覆土と考えられる土層が第2号住居址と

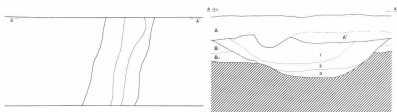
極めて似ている事による。



第37図 第2号住居跡出土土器

塚島遺跡第2号住居址出土遺物説明

1 は1/2を欠損する埴で口径8.5cm、器高6.3cm。色調は淡褐色で焼成はやや良好。胎土は、角閃石・雲母・石英等を含む。調整は口縁部内面がヘラナデとヨコナデ、外面がヨコナデとヘラ磨き、体部内面が軽いヘラナデ、外面がヘラケズリの後磨き。底央部外面には指頭による凹みが顕著。残存率は約50%。2 は口縁の1/2を欠損した埴で口径が8.4cm、器高が7.6cm。色調は鈍い橙褐色で焼成は良好、胎土は角閃石・小礫・石英・雲母等を含む。調整は内面が磨き、外面の口縁部が磨き、体部がヘラケズリ後磨き。残存率は65%。3 は埴で口径10.1cm、器高19.7cm。色調は鈍い橙褐色から明褐色で焼成は普通、胎土は雲母・石英等を含む。調整は口縁内面がヘラナデとナデ消し、外面がヨコナデとヘラナデの後ナデ消し、体部内面がヘラナデ後指ナデ、外面がヘラケズリ後丁寧なナデ消し。残存率は約60%。4 は全体の2/3を欠損した埴で口径10.0cm、底径が4.1cm、器高が5.3cm。色調は橙褐色で焼成は普通、胎土は雲母・角閃石等を含む。調整は内面が指ナデ、外面が上位はヨコナデ及び指ナデ、下位はヘラケズリ後丁寧な指ナデ。残存率は45%。5 は甕の口縁部から体部上半の破片で、口径11.2cm、器高5.2cm。色調は淡褐色で焼成は良好。胎土は石英・スコリア粒・小礫等を含む。調整は内面がヨコナデからヘラナデ、外面がヨコナデからハケ目。残存率は約25%。6 は胴部1/2を欠損する台付甕で、口径11.5cm、器高23.8cm。色調は淡褐色で焼成は普通。胎土は石英・雲母・小礫等を含む。調整は口縁部がヨコナデ、体部内面が上位から荒いハケ、丁寧な指ナデ、外面がハケ目で中央→下位→上位の順で施される。残存率は約45%。7 は底部を欠く甕の破片で、口径14.2cm、器高16.8cm。色調は橙褐色で焼成は普通。胎土は石英・スコリア粒・片岩粒・雲母等を含む。調整は内面が上位からヨコナデ、指ナデ、ヘラナデとハケ目の後ナデ消し、外面が上位からヨコナデ、ハケ目及びナデ消し。残存率は80%。8 は台付甕の脚部で残存部の脚部径が8.8cm、器高が8.9cm。色調は淡い橙褐色で焼成は普通、胎土は石英を多く含み、その他に長石・スコリア粒等を含む。調整は甕部の内面が指ナデ、外面がハケ目、脚部の内面が指ナデと指頭圧痕、外面上位がハケ目後指ナデ、下位から内面にかけてがヨコナデ。残存率は図示範囲の約60%。9 は台付甕の胴部で、口径14.4cm、器高が12.3cm。色調は淡褐色で黒斑が認められ焼成は普通、胎土は石英を多く含み、スコリア粒・雲母を含む。調整は内面が上位ヨコナデ、下位荒いヘラナデ後丁寧な指ナデ、外面上位がヨコナデ及び右上から左下への反時計廻りのハケ目、下位が右下から左上への時計廻りのハケ目。残存率は約50%。10 は手捏ねの完形品で、口径2.9cm、底径2.4cm、器高2.3cm。色調は淡茶褐色で焼成はやや良好、胎土は雲母・石英等を含む。



第38図 塚畠遺跡第1号溝

塚畠遺跡第1号溝土層説明

- 第1層（茶褐色土層）マンガン粒（径2～3mm）や白色粒（径1～2mm）を多く含むローム粒（径3～5mm）も多く含む、均一で強い粘性を示す
- 第2層（茶褐色土層）1層に準じるが構成粒子が多少少ない
- 第3層（茶褐色土層）1層に準じるが円礫（径5～20mm）を多量に含む

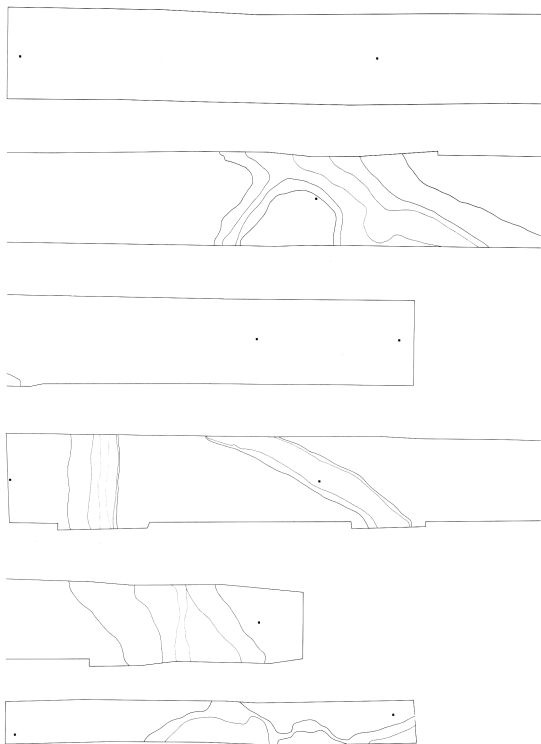
塚畠遺跡第1号溝遺構説明

本遺構は第2区に位置し、第1号住居址と第2号住居址の中間でやや時計方向にぶれた南北に走行する。切り込み面が浅間A軽石を含む基本層序のB層に対比され、又、覆土にも浅間A軽石を含む事から近世の所産と考えられる。

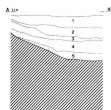
2. 児玉条里遺跡（62工区）

62調査区は、条里形地割りの現存する区域と地割りに乱れのある区域を含み、児玉条里の縁辺部に相当する。調査開始前の現況は大部分が低地で水田となっており、一部の微高地部分が桑畠であった。この低地部分は、緩やかな起伏をもつ洪積世の地形が和泉期から鬼高期にかけて埋没を完了して出来た比較的平坦な面であり、この和泉期から鬼高期にかけての埋没を前提として条里が施工されている事は、近年調査によって明らかになりつつある大里郡の利根川に面した低地部分が、やはり同様な過程を示している事と合わせて非常に興味深い。

児玉条里遺跡（62年度工区）は、北からⅠ区、Ⅱ区、Ⅲ区と呼称した。遺構は溝が四条検出されている。これらの遺構は現行条里が乱れ彎曲している区域を中心に確認されており、遺物は検出されないものの、土層観察の所見から古代の所産であると考えられる。その走行は基本的に条里形地割りに一致しておらず、この調査によって、古代に条里が施工された範囲とその後開発された範囲を推定する事が出来、これは現行の条里遺構の残存範囲に近く、幾分狭い範囲であることが、上真下・下真下地区では確認されている。



第39図 児玉条里遺跡（62北区）全測図

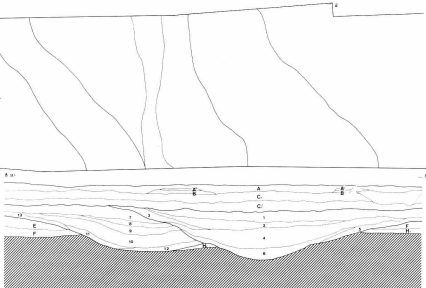


児玉条里遺跡第1号溝土層説明（Ⅰ区）

- 第1層（褐色土層） 径3～5mmのマンガン粒を含み径2～5mmのローム粒も微量含む
 第2層（褐色土層） 1層に準じるが微細な白色粒子を多く含む
 第3層（褐色土層） 1層に準じるがやや未風化のローム粒を多く含む
 第4層（黄褐色土層） 1層に準じるがローム粒を多量に含む
 第5層（褐色土層） 1層に準じるが風化したローム粒を多く含む

第40図

児玉条里遺跡第1号溝（上Ⅰ区、下Ⅱ区）



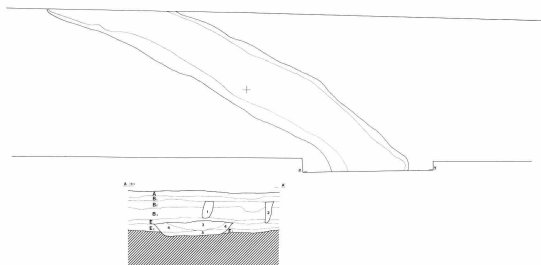
児玉条里遺跡第1号溝土層説明（Ⅱ区）

- 第1層（黒褐色土層） 白色、膚色粒子等を含み鉄分等の凝集塊の発達に乏しい、比較的均質で緻密である
 第2層（黒褐色土層） 白色、膚色粒子等が1より少なく鉄分等の凝集塊が若干見られる、1よりやや茶色がかった均質土層
 第3層（黒茶褐色土層） 白色、膚色粒子等を多く含み、7層との境界は不連続的な面をなさない
 第4層（黒茶褐色土層） 白色、膚色粒子等が下面に向かって増加し、6層との間に不連続面を形成している、黒茶色の凝集が認められる
 第5層（暗茶褐色土層） 白色、膚色粒子等を含み、黒から茶の鉄分の凝集粒を含み比較的不均質である
 第6層（暗茶褐色土層） 上面はH及び鉄分の褐色凝集が顕著であり、底面に向かって減少する、底面においても著しい砂粒の堆積を認めることはできない
 第7層（黒茶褐色土層） 白色、膚色粒子等を多量に含み、その量で8等と明瞭に区分できる、しかし、不連続面はない
 第8層（黒茶褐色土層） 白色、膚色粒子等を少量含み、7よりも茶色味がかっている、均質である
 第9層（暗茶褐色土層） 白色、膚色粒子等を少量含み、鉄分の凝集粒が上層より多い、均質緻密である
 第10層（暗茶褐色土層） 白色、膚色粒子等を少量含み、鉄分凝集粒の発達が顕著である、均質緻密である
 第11層（黒茶褐色土層） 白色、膚色粒子等を少量含み、鉄分の凝集粒が認められる、比較的不均質である
 第12層（暗茶褐色土層） 層中にHの粒を含み、鉄分の凝集粒が認められる、比較的不均質であるが緻密である
 第13層（黒茶褐色土層） Eとの境界は不連続面を形成せず、Eより粘質である

児玉条里遺跡第1号溝・2号溝遺構説明

第1号溝はⅠ区とⅡ区に跨って検出された。第1区では東西方向に走行を持ち、やや不定型な形状を示す。覆土にはローム粒や白色鉱物粒が多く含まれる。遺物は検出されなかった。第2区でのこの遺構は1～6および7～13の覆土を有する二溝から構成されている。今これを第1a号溝、第1b号溝と呼称すると、第1a号溝は第1b号溝より全体に不均質でその埋没の過程が異なっていたことが推定され、一般的な用水溝の埋没状態と比較すると緩やかな埋没であったと考えられる。また第1b号溝は第1a号溝より白色、膚色粒子の混入が顕著であるが、この粒子はY P中のスコリアであると推定できることからF層中に含まれるものと同一であろう。第1a号溝、第1b号溝はともに水流の痕跡を認めることができるが顕著なものではなく、恒常的に水流があったとは考えにくい。

第2号溝はⅡ区で検出された。南西から北東に走行を持つ定型的な溝である。遺構の切り込み面はE層であり、少なくとも浅間B軽石降灰以前の所産である。



第41図 児玉条里遺跡第2号溝

児玉条里遺跡第2号溝土層説明

第1層（暗黒茶色土層） B1を基とし均一でやや黒色を帯び白色バミスを若干含み、鉄斑（径2～4mm）も少量認められる

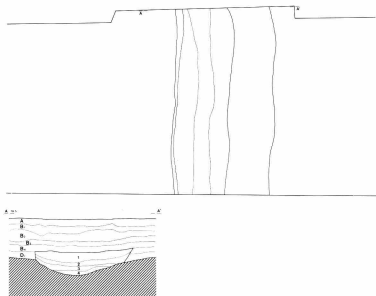
第2層（暗黒茶色土層） 1層に準じるがやや粒子が荒く白色バミスもやや多く含まれる

第3層（暗黒茶色土層） 1層に準じるが更に粒子が荒く白色バミスも更に多い

第4層（黒色粘土層） 白色バミスを若干含む黒色のやや均一な粘土層

児玉条里遺跡第3号溝遺構説明

第3号溝はII区で検出された。走行は西から東へ向かっており、形状は定型的である。遺構の切り込み面はD層であるが覆土に浅間A軽石を含む事から近世の所産であると考えられるが遺物は検出されなかった。



第42図 児玉条里遺跡第3号溝

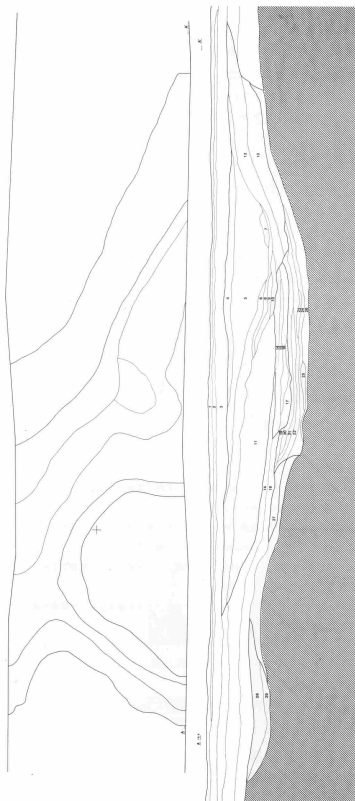
児玉条里遺跡第3号溝土層説明

- 第1層（黒茶色土層）浅間A軽石や小礫（径5～10mm）を多く含む鉄斑が認められる。
- 第2層（灰黒色土層）1層に準じるが鉄斑は認められない
- 第3層（茶褐色土層）浅間B軽石を多量に含む鉄斑（径2～3mm）を多量に含む、均一で帯水したよどみに沈澱した溝上流部からの地山の洗い出し層、均一
- 第4層（茶褐色土層）3層に準じるがバミスと鉄斑がやや少量で細かい、土層形成時の流速が3層に比して緩やかであったと考えられる、均一
- 第5層（茶褐色土層）F1層を基とする上流からの洗い出し層で白色バミスを多少含むやや鉄斑が認められる、均一

児玉条里遺跡第4号溝遺構説明

第3号溝はIII区で検出された。走行は西南から北東へ向かう主要な溝とこれから分岐した、北西から南東に向かう小さな溝によって構成されており、形状は比較的定型的である。覆土には上層に浅間B軽石を含むがこれは溝の下限を示唆するにとどまると考えられ、上限は古代まで遡る事が予想される。遺物は検出されなかった。

（大屋道則）



第43図 児玉桑里遺跡第4号溝

児玉桑里遺跡第4号溝土層説明

- 第1層 (灰色粘土層) 現耕作土層で浅間A軽石を多量に含む
第2層 (赤褐色粘土層) 現耕作土層の床層で浅間A軽石を多量に含む鉄斑とマンガン粒を含む
第3層 (赤褐色粘土層) 現耕作土層で浅間A軽石を多少含む均一な粘土層でマンガン粒 (徑5mm) を多少含む
第4層 (褐色粘土層) 3層に準じる
第5層 (赤褐色粘土層) 浅間B軽石の洗い出し層でマンガン粒 (徑3mm) を多少含む、均一な粘土層に準じる
第6層 (赤褐色粘土層) 5層に準じるがやや褐色を帯びる
第7層 (赤褐色粘土層) マンガン粒 (徑2~4mm) を多く含む均一な砂層でローム粒 (徑1~5mm) も多少含む
第8層 (赤褐色粘土層) 6層と7層の中間的な組成で砂質
第9層 (赤褐色粘土層) 8層に準じるがやや粘土質
第10層 (赤褐色粘土層) 7層に準じるがやや細かい
第11層 (赤褐色粘土層) 均一で洗い出しと考えられる白色パミス (徑1mm) を多少含むローム粒 (徑3mm) も少量含む
第12層 (赤褐色粘土層) 11層に準じるがマンガン粒 (徑5mm) を多く含む
第13層 (赤褐色粘土層) 11層に準じるがマンガン粒 (徑5mm) と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第14層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第15層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第16層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第17層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第18層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第19層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第20層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第21層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第22層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第23層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第24層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第25層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる
第26層 (褐色土層) 14層に準じるがやや砂質でローム粒と白色パミス (徑1~2mm) 及びマンガン粒 (徑1~3mm) を多く含む、均一な粘土層に準じる

第VI章 古代児玉郡における集落設営の計画性

一辻ノ内遺跡と児玉条里遺跡をめぐる一

はじめに

児玉郡における古代集落は、調査遺跡数も増加し時期ごとの占地傾向や集落の景観が徐々に明らかになりつつある。これらの集落を見ると、設営の時期や移動の時期にある特定の傾向があるように見える。とくに、今回報告する辻ノ内遺跡周辺の真間・国分期集落については、広範囲にわたって調査が実施されている将監塚・古井戸遺跡（井上他、1986・赤熊他、1988）をはじめ八幡太神南遺跡、立野南遺跡、熊野太神南遺跡、今井遺跡群（富田他、1981）、真下境東遺跡（鈴木、1989）等の集落遺跡の調査が実施されていることはもとより、塚島遺跡や古井戸南遺跡等、多くの時期の異なる遺跡の調査も行なわれ、真間・国分期の各集落の限界や周辺遺跡との相互の関係も漸次明らかになりつつある状況にあるといつてよい（注1）。また、これらの集落群に接する児玉条里遺跡の調査も実施され景観的、系統的理解が可能な段階に差し掛かっていることは注意されるべきである。

本稿の視点

ここでは、このような本庄台地を中心とした真間・国分期を中心とする集落をとりまく状況を鑑み、各集落の設営時期と集落移動の問題および児玉条里の開墾を中心に視点を据え、集落設営の計画性にかかわる諸問題について具体的に検討し、いくつかの問題提起を行おうとするものである。

1. 集落移動の時期と「計画村落」

辻ノ内遺跡は、将監塚・古井戸遺跡や真下境東遺跡の古代集落に近接し、また、八幡太神南遺跡、立野南遺跡の同一の台地上にある。なかでも辻ノ内遺跡と真下境東遺跡は時期的にも重なる部分があり相互の関係が窺われる。また、やはり広域に調査が実施されている臼樹原・檜下遺跡（篠崎、1990）の集落も比較的近い位置にあることも注意しておきたい。

集落移動の時期

これらの真間・国分期の集落は、鬼高式の小規模な集落が若干地点を異にしながら認められるとはいえ、ともに鬼高式と継続しない形で集落の設営が突然に行われていることは特徴的である。このような集落相互を比較すると、集落の設営開始の時期に一定の傾向を認めることができる。この傾向は大きく二時期に認められ、真間式の開始の時期に近い時期に集落の設営が開始されるものに八幡太神南遺跡、立野南遺跡等の集落があり、辻ノ内集落は、八幡太神南、真下境東集落と同様の時期に設営された集落であり時期的に重なるものである。

また一方、将監塚・古井戸遺跡を始めとする真間式の半ばに集落が設営されるものを認めることができる。赤熊浩一氏によると、将監塚・古井戸遺跡は、設営当初3軒の住居址が散漫と分布する状況が想定されている（赤熊、1988）。この3軒のうち、78号住は2個体の破片資料、131号住は小形の甕の体部資料と甕の口縁部の破片資料が出土している。また最も良好な160号住では、型式論的に確実に古いと考えられる土器を組成の主体におくとはいえ、赤熊氏の4期に編入されるような個体が散見されることに注意すべきであろう。住居址の年代論は土器の編年の研究によって達成されるべき問題であることは論を待たないが、住居址から出土する土器の編年論的な分析と住居址の成立時期を直接結びつけることにも注意を要すべき問題があると考えられる。ともあれ、少なくともこのⅢ期とされている住居址は、先行する住居が調査区内には見あたらず前代とは継続しないことに注意しておくべきであろう。

この時期に設営された集落は基本的に国分期まで集落が継続し、一時期に突然消滅するのではなく徐々に住居址数が減少してゆく傾向を認めることができる。国分期に設営される集落は、国分式の後半とくに所謂「コの字」甕の安定する時期以降に比較的小規模な集落が設営されるが、これは将監塚・古井戸遺跡に認められる集落の変化と対応する現象であり、大規模な移動としてはなく徐々に移住が進行するものと考えられるところから、先の集落設営にかかる移住とは異なった様相を呈しているといつてよい。

このように、集落の移動と設営は決してランダムに行なわれたものではなく、所謂「計画村落」とされるものとの関連を窺わせるものである（注2）。集落遺跡の移動と新規設営については鬼高期においても頻繁に認められ、古代集落の一般的な姿であるといつてよいが、将監塚・古井戸集落に認められるように平坦地に散開する大規模な集落域を定め住居間の空閑地を含めて開墾する形態は、従来の鬼高期の集落とは異なっていると考えることができる。

移動時期の傾向

ここで、真間式初期に設営される集落を、真間期の第一次的な集落、真間式後半期に設営されるものを真間期の第二次的な集落と仮称しておきたい（注3）。このうち真間期の第一次的な集落の編成にかかわる集落は、広い面積の調査が実施されていないため不明な点が残されているとはいえ、第二次的な集落の時期には住居址が減少しあるいは消滅すると考えられる。これに対し、第二次的な集落は、基本的に国分期まで長期にわたって継続し、長期的に安定した集落として捉えることができる。この集落は国分期の半ば以降では徐々に住居数が減少するが、先の集落のように突然集落ごと移動するということはない。

このように真間期に設営される集落には、真間期前半で放棄される集落と国分期まで継続する集落があり、ほぼ移動と設営の年代は同時的であり、具体的にどの集落からの移動かを特定することはできないが、その時期の集落移動の

傾向を読み取ることができる。

計画村落の概念

このような集落の出現や消滅のあり方について高橋一夫氏は、「ある一定の時期に突如集落が出現し、ある一定の時期に突如消滅していく集落がある」ことに注目し、かつそれらが「大集落であるという特徴」をもっているところから「計画村落」という視点で東国の古代集落遺跡を分析されている(高橋、1979)。ここで「計画村落」とされたものは、直木孝次郎氏の「当該村落の外にある力一公権力一によって計画された村の意味」(直木、1965)とされた規定に基づいたものである。

高橋氏は、集落における住居の分布や園宅地から集落設営における計画性を分析され、「一般の自然村落と思われるものは、2軒や1軒が単位となって散在する」傾向があることを指摘し、「計画村落と言うものは行政的で強制的なものである」ので、園宅地の所有が認められていないため住居址群がとらえられる」とされている。さらに、高橋氏の「計画村落」は、農業だけに立脚した集落ではなく寺院や官衙あるいは開発のために強制力をもった目的的に設営された村落に重点がおかれていることに注意すべきであろう。

この高橋氏の論考には集落設営にかかわる計画性の把握について金田章裕氏の批判(金田、1985)があり、計画性についての考古学的な補強が急務となっている(注4)。また、この高橋氏の「計画村落」については、宮瀧交二氏によって「計画村落」、「自然村落」概念の無批判な援用であるとされ、「本来考古学的検討から帰納されるはずであるべき集落遺跡そして集落の性格を、安易に方法論的にはいわば他領域ともいうべき文献史学の議論を借用して決定付け、村落論にまで言及している点において大いに問題とされるべきであろう」と批判されている(宮瀧、1989)。この宮瀧氏の批判は今日の「歴史考古学」の抱える問題点そのものであり、正鵠を得たものであるといえるが、むしろ高橋氏の問題提起を踏まえ考古学的検討によって、「計画村落」とされたもの、あるいは古代集落遺跡における設営の計画性の問題について、氏の問題提起を踏まえた考古学上の概念化を推進すべきであろうと思われる。

計画村落の問題

ここで「計画村落」について考える上で注意しなければならない点は、高橋氏の「計画村落」は、集落遺跡のうちの特定の集落について指示されており広範な「自然村落」の存在を想定しているのに対し、直木孝次郎氏(直木、1965)や石母田正氏(石母田、1971)は、基本的に古代の村落を「計画村落」であるとしている点は、「計画村落」の把握にかかわる論理的位相の問題が横たわっているように思われる(注5)。ともあれ、「計画村落」という概念も文献史学あるいは考古学という分野の違いばかりでなく、研究者によって少しずつその意味内容も異なっており、より具体的に考古学的な範疇として鍛えなければならないであろう。これは文献史学からの要請であろうが、考古学独自の規定を必

要とすると同時に、考古学における集落論の問題であるからである。

ここで、集落成立の契機が周辺地域の開発とどのようにかかわっているかを検討する上で、辻ノ内遺跡や将監塚・古井戸遺跡の古代集落にかかわる条里形地割の成立年代について検討する必要がある。

2. 「児玉条里」と周辺の開発

児玉条里の年代

児玉条里遺跡の施工年代は、現行の条里形地割に沿った埋没条里遺構から真間式の土師器坏の完形品二個体が入れ子の状態で出土しており、後の混入と考えることは困難であるところから、溝の年代を示すものと考えてよいであろう。この土器は、周辺の集落との相対的な年代を考える上で、すでに詳細に分析されている将監塚・古井戸遺跡の分類に対比するならば、その4期に対比されるものであろう(注8)。このことから、この溝の年代は、将監塚・古井戸4期あるいはこれに先行する時期、つまり将監塚・古井戸遺跡の集落の設営時期頃までにはこの溝が既に機能し、条里形地割が施工されていたと考えることができる。

この土器の示す条里地割の施工区域がどの範囲まで特定し得るのかは判断し得ず、また施工着手の時期を知ることは非常に困難であるとはいえ、真間式の古い部分には既に施工が開始されたものと考えことは可能であろう。しかし、児玉条里施工の上限については不明な部分が多いとはいえ、現状の資料からは真間期を遡る根拠は見いだすことはできない(注9)。ともあれ、広大な条里形地割を残す児玉条里の全域を一時期に施工したと考えることも難しく、継年的に施工されたものと考えておきたい。したがって、すべて先の土器の示す時期に施工されたものと捉えることはできないとはいえ、既に指摘したように浅間山系B軽石降灰前の水田層が児玉条里区域に広域に展開していることから、条里の施工は古代の内におおむね完了しているものと推定することができる。また、児玉条里が同一の規格と広域な用排水系統の体系を有している点から同一の事業計画に基づく施工であったと推定しえることにも注意すべきであろう。

赤熊氏の推定によると将監塚古井戸1期を飛鳥・藤原Ⅲ期に、先の溝出土の土器が比定される同4期に飛鳥・藤原Ⅴ期が出土遺物の検討から対比されており、児玉条里施工年代の上限の時期は概ねこの飛鳥・藤原Ⅲ期から飛鳥・藤原Ⅴ期の間に求めることができよう。これらの時期の暦年代については今後の詳細な検討が必要であるとはいえ、おおむね7世紀後半から8世紀初頭の間に相当するものと考えることができる。

かつて検討したように「真下大溝」は、真下境東遺跡や八幡大神南遺跡で検出されている集落の時期、ここで言うところの真間期の第一次的な集落の時期に開鑿されており、「古九郷用水」の開鑿もまた真間期でも前半に施工されてい

ると推定されるところから、この用排水系統が児玉条里と緊密な関係をもって施工されていると考えることができる（鈴木、1989 a・b）。相互の出土遺物からみると児玉条里の出土土器に真下大溝から出土した土器がやや先行するところから、児玉条里の施工は、真下大溝に後出する時期であることが推定される。しかし、出土土器で指示された年代は、遺構の上限を必ずしも示さないと考えることができるところから、相互の年代の決定には慎重に臨むべきであろう。ともあれ、児玉条里の地割施工開始の年代は、真間式の初頭以降で先の土器の年代以前であると考えことは可能であり、ここでは、条里の施工の開始を八幡太神南遺跡や真下境東遺跡の年代以降で将監塚古井戸遺跡の設営に極めて近い時期に求めておきたい。以上のことから、将監塚・古井戸遺跡の集落の居住者は、少なくとも児玉条里の水田の開墾やその耕作になんらかの形でかかわっていたと推定することは無理ではないであろう。

将監塚・古井戸遺跡の集落の設営時期は、真下大溝の出土遺物との相互比較から集落の設営がやや後出し、集落の位置も真下大溝に依存する形態をとっているところから、これを裏付けることができる。このように、将監塚・古井戸遺跡を始めとする本庄台地上の集落は、真下大溝の開墾に認められるような、一集落の用益を越えた規模の大溝の存在を認めることができることからより広域な集落複数を含む大規模な計画性を想起すべきものである。

また、児玉条里の開墾も一集落を越えた用益にかかる土地であり、このような広域な用益にかかる土木事業と集落設営との関連も積極的に検討しなければならないであろう。

不安定耕地と開墾

このような条里水田が広範に展開しているような景観を考える上で、不安定耕地の問題も重要な視点であろう（戸田、1967）。平安期において不安定耕地を条里地割の内部に含むものであったことは明らかであろうが、条里地割施工当初より「年荒」の「かたあらし」的耕地が広範に展開していたと考えることは検討を要する問題である。

発掘調査による土層の断面観察によると条里の施工を示す「切盛り」の土層が確認され難く、永年の耕作の結果によって平坦面が形成されているという状況も想定しうるところから、坪を単位とした水田面の平坦化の作業は行われたと考えとしても、耕作の連続と田面への断続的な湛水によって、より平坦な耕作面が形成されていったものと考えられる（鈴木、1989）。つまり、条里地割の施工は、継続的な年次計画としての施工という側面と、計画に基づいた班給を前提とする耕作者による開墾という側面を指摘することができる。このように考えるならば、耕作者に班給することによって逆に条里水田が形成されているという側面を積極的に考慮すべきであろう。つまり口分田の班給によって条里水田の整備が進行する部分を認めるならば、地割内部は班田による

長期にわたる過程を経て安定した水田が形成されたものであろう。時には遠隔地に口分田の班給される状況は、このような水田の開墾と整備ともかかわっていることを積極的に検討すべきである。このように考えることが可能であれば、条里水田の拡大は、開発後の一定の耕地の休耕を生じさせ、休耕と耕作を繰り返すような不連続な耕作の形態も想起されよう。

ともあれ、平安後期における、休耕や耕作放棄される「年荒」的不安定耕地の存在は、戸田芳実氏も認めるように水利の問題と律令体制の崩壊によって惹き起こされる部分をも認めるべきである。

このような条里形地割を有する水田の開発は、その平面的形態ばかりでなく灌漑用水や排水と系統的に計画されなければならない、きわめて計画性の高いものであると考えることができる。集落においても将監塚・古井戸遺跡や辻ノ内遺跡など真下大溝を前提とする生活用水と集落域をもち条里水田を望む占地をとるなど、水利、耕地、集落が関連をもって設定されていると考えられることは、水田の開墾と溝の開鑿をひとつの前提に設営された集落としてきわめて計画性の強い集落であると考えることができる。

以上のように集落の設営と移動には一定の規則性が読み取ることができると同時に耕地等との関連も窺うことのできるどころから一集落を超えた地域的な連動があるようである。このような集落の編成には、各集落の個別的な契機を超えた背景を想起させる。特に第二次的な編成にかかる集落は、平安時代の初期まで安定した形で継続するものであり、この集落を基盤に律令的な編成が行われていたことを考えると、この編成が、律令的な体制のひとつの基盤であったと考えて差し支えないであろう。

3. 集落の編成と設営の計画性

将監塚・古井戸遺跡の古代集落には、溝状遺構や建物の主軸に複数の軸の変化を見いだすことができる。赤熊浩一氏は、「真下大溝」から派生する「溝8」の走る東西方向が集落全体の規制をしている可能性がある」とし、集落に計画的な一定の住居配置の存在を示唆されている。この溝に注目して住居址の分布を概観すると、この溝を前提とする住居の配置を認めることができ、一時期の住居を見ると比較的散漫に分布しているように見えるが遺構の累積状態からみると空地に無作為に居住していたものと捉えることはおよそ困難である。このように、住居の存在しない空間も含めて集落の構成にはいくつかの土地の区分を認めることができるところから、ある種の宅地割の存在が想定される。このような宅地にかかわるの分割推定線は、その東側には「大田」の墨書が多く、西側には「尔」、「大家」、「大西」の墨書が多い傾向があり、さらに南半の住居跡からは墨書が少ない傾向があるなど、この推定がある程度意味のあるものであ

ることを示している。このように将監塚・古井戸集落の土地は無秩序に用益されたものではなく、いくつかの土地の単位に区分されていたものと捉えることができる。

また、住居間の比較的広い土地は、単に空閑の土地と考えるべきではなく、日常的な用益にかかる土地、とくに畑地を始めとする耕作地として存在していたと考えることが可能であろう。つまり、将監塚・古井戸遺跡は、住居と住居の間に耕地と推定し得る空閑地を介在する、金田章裕氏の「疎塊村」に相当する形態をとるものと考えてよいであろう（注8）。

このような集落遺跡における住居の散在傾向は、高橋氏によると「自然村落」のひとつの特徴と捉えられているが、住居間の土地の存在は、必ずしも堅穴住居の居住者の自立を示すものではないであろう。むしろ、これらの土地割が固定的なものではなくまた土地利用のあり方が屢々転換していることは、排他的占有性の低い土地であったことを示すものであると思われる（注9）。

集落の存在形態

ここで、これらの集落跡相互の関係を考える上で、辻ノ内遺跡において土器焼成遺構の検出されたことに注目しておきたい。将監塚・古井戸遺跡や臼樹原・檜下遺跡において広範囲の発掘調査にもかかわらず土器焼成遺構の検出されていないことは、辻ノ内遺跡の小規模な発掘区を勘案するとき、集落の性格を考える上で注目すべき点であると考えてよい。

土器焼成遺構は、加須市水深遺跡（栗原、1972）を始め美里町村後遺跡（細田、1984）等で検出されているが、将監塚・古井戸遺跡のような大規模な調査区を擁する遺跡においても検出されないことは、全ての集落に付随する施設ではないことを示している。かつて、水深遺跡における紡錘車の出土が少ないことに注目し、製鉄にかかわる大山遺跡とともに検出数が少ないことから、集落ごとの分業を想定したことがある（鈴木、1983）。

ちなみに、臼樹原・檜下遺跡では、製鉄関連遺構の検出がありすべて集落内の自給的な生産という状況と考えることは難しいことから、集落間の分業について考える必要があらう。

このようにこれらの集落は、設営の単位が分業の単位とかわっている可能性があり、日常的な土器生産についても各集落遺跡で土器焼成遺構が検出されていないことは注意すべき点である。あるいは、集落すべてで消費するとは考えられない鉄製品等の生産と補完する関係があるとするならば、計画的な集落の設営と集落ごとの特産物の存在が浮かび上がってくる。つまり、この移動にかかわる集落は、基本的には農業生産に基盤をおいていると推定されるはいえ分業の単位として把握され得るような編成であり、律令的貢納物を生産し得る集落がその全てではなく行政区域としての完結性をもった交易圏の内部の基礎単位として集落ごとの分業が行われているとするならば、このような分業

を基礎とする集落は、「国府交易圏」の下部機構としての「郡家交易圏」の一端を成す律令的な編成の基礎単位を成していたものと考えることができる。

一集落の分業的な存在は、他集落の分業を前提とし、このような編成が広範に展開する時期を重視すべきであろう。つまり一定の「在地交易圏」を前提に貢納を媒介とした協業的体制が成立していると考えられるならば、先の集落編成における、真間期の第一次的な集落編成と真間期の第二次的な集落編成の意味について積極的に検討されるべきであろう（鈴木、1984）。

兄玉条里に接する古代集落跡群は、単に「開拓村落」とされるような開発のために設営されたという集落と捉えるのではなく、条里水田や用排水系統にかかわる開発はもとより、集落の移動と設置や相互の分業等、より体系的な相互依存的な関係にある計画的な集落群として一集落を超えたより上位の機構による計画的な設営の形態をとるものであると推定することができる。

直木孝次郎氏や高橋一夫氏によって問題提起された「計画村落」とされた集落は、兄玉郡周辺においては比較的広範に存在し、決して特異な集落ではなく、真間期におけるひとつの典型と考えることができる。このような集落は、集落ごとの特産物によって緊密に関連する交易の円環によって相互に依存する計画的な集落であると考えることができるところから、直木氏が示唆されたように律令体制の基盤となる集落であると考えることができよう。

計画的集落

このようにこの地域における古代集落の具体的な姿は、集落移動の時期、集落にかかわる真下大溝の開鑿、条里水田の開墾等が有機的に関連し、かつ各集落が特定の生産物における分業を想起させるなど、極めて計画性の高い集落と考えることができるものであり、金田章裕氏や宮瀧交二氏が批判されているとはいえ、「計画村落」を別の視点から裏付けるものとなっている。しかし、文献史学の立場からの理論的な背景をもつ「計画村落」という範疇を、考古学的な現象的な範疇に用いることは好ましくないことも事実であり、ここではこのような計画性の高い集落について、仮に「計画的集落」という範疇を充て具体的に時期の限定を行ないながら把握しておきたい。

ともあれ、このような真間期の「計画的集落」の分析は、在地社会における集落自体の性格の把握にとどまらず、土器相互の広域な比較によるより厳密な暦年代の比定によって「大化改新」前後の集落の存在形態や、大宝令にいたる政令、政策の実態をも批判的に検討し得るものであり、さらに積極的な取り組みが必要な分野であろう。

ま と め

以上を要約すると以下のとおりである。

- ① 集落の移動は、無秩序に行われたものではなく移動の時期に一定の規則性

が認められる。つまり、一集落の個別的な契機によって移動が行われたものではなく系統的な移動の契機が存在を想起させる。

- ② このような集落移動の時期は、真下大溝の開鑿と児玉条里の施工と時期が近接し、また条里の開墾や大溝の開鑿と関係をもって設営されている可能性があるといえるが、単に開発のための集落の編成と考えることは難しい。
- ③ 集落域の内部においても、宅地の選定は無秩序に行われたものではなく一定の規則性がある。一住居の位置は、相互の関係によって決っていたものと考えられ、住居間の間隙については「園宅地」と考えることができる。集落域や宅地域の選定と条里の方形の耕作地の割当となんらかの相関がある可能性があろう。
- ④ このような集落は、律令的貢納体制を媒介に編成された集落間分業を支える構造をもつ可能性があり、官衙や寺院に伴う集落に限らずより大規模な集落設営の計画を想起することができる。

上記のように、この地域の古代集落は、東国における集落の編成原理を垣間見ることのできる絶好のフィールドとして発掘調査の蓄積に期待されるところが大であろう。ただ単に集落が発見されたあるいは遺跡が多いことに起因する過酷な発掘調査の反復は、視点の移動によって古代集落あるいは国家の問題にまで接近できる好フィールドに変化するであろう。

本稿は、歴史考古学における集落分析上のきさやかな問題提起に過ぎないが、蓄積され続ける集落址の発掘調査の資料にどのように対峙するのかを、我々直接現場にあたる調査担当者自身が考えておく時期であることは確認されるべきことがらであろうと思われる。

「計画村落」の問題はもとより、児玉条里については、表面調査の成果を含め別途報告の機会をもちたい。(鈴木徳雄)

注

- (1) この他に辻ノ内遺跡周辺で発掘調査が実施された遺跡には、新宮遺跡（第1次～3次）、南共和遺跡、平塚遺跡、内手遺跡等がある。
- (2) 児玉郡地域における集落の移動については、利根川章彦氏の分析がある（利根川、1982）。
- (3) この点については、かつて「真下大溝」との関連で触れたことがある（鈴木、1989）。
- (4) 金田章裕氏は、「関東地方で報告されている事例には、比較的規模の大きい疎塊村が報告されている」とし、高橋一夫氏の「計画村落について」（高橋、1979）で検討された遺跡について紹介し、高橋氏の「計画村落」の主要な論拠として5点に要約し、「計画村落」とするにはそれぞれの遺跡の性格に密着した理解をすべきであると批判されている（金田、1985）。しかし、東国における膨大な発掘資料は、疎塊村的な集落が多く、金田氏の推定とは異なっていることは注意すべきであろう。
- (5) 大町健氏は、「村落首長」を積極的に位置づける立場から、石母田氏の「計画村落」論を批判されている（大町、1986）。
- (6) これらの土器は、かつて分類した北武蔵系土師器環の「壺4類期」に相当する（鈴木、1984）。
- (7) ちなみに、鬼高式に比定される土師器環が条里形地割りに沿った溝状遺構から出土している点にも注意すべきであるが、この土器は破片資料であり器面の状態も摩滅が顕著なものであり積極的に条里に沿った溝の時期を示すものではないと考えてよいものと思われる。
- (8) 金田章裕氏の概念規定によると、9戸以下で構成される小規模なものを小村、10戸以上がコンパクトに集まっているものを集村、10戸以上がなんらかのまとまりをもっていてもその間に耕地を介在しているようなルーズな場合を疎塊村としている（金田、1985）。
- (9) 辻ノ内遺跡の集落は、発掘区が限定されているため住居の累積を明らかにすることは難しいが、住居の重複が頻繁に認められることは注意すべきであろう。このような集落における切り合い関係の有無は、住居と宅地の関係をネガティブに示すものであり注意されるべき問題である。

引用・参考文献

- 赤熊浩一他 (1988) 『将監塚・古井戸—古墳・歴史時代Ⅱ—』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第71集
- 石母田正 (1971) 『日本の古代国家』 岩波書店
- 井上尚明他 (1986) 『将監塚・古井戸—古墳・歴史時代Ⅰ—』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第64集
- 大町 健 (1986) 『日本古代の国家と在地首長制』 校倉書房
- 金田章裕 (1985) 『条里と村落の歴史地理学研究』 大明堂
- 栗原文蔵他 (1972) 『水深』 埼玉県遺跡調査会
- 恋河内昭彦 (1990) 『根田遺跡』 児玉町文化財調査報告書第12集
- 篠崎 潔他 (1991) 『臼樹原・檜下遺跡Ⅱ』 臼樹原・檜下遺跡調査会
- 鈴木徳雄 (1983) 『古代北武蔵における土師器製作手法の画期』 『土曜考古』 第7号
- 鈴木徳雄 (1984) 『いわゆる北武蔵系土師器坯の動態』 『土曜考古』 第9号
- 鈴木徳雄 (1989a) 『古代児玉郡の開発と真下大溝』 『真下境東遺跡』 児玉町文化財調査報告書第9集
- 鈴木徳雄 (1989b) 『九郷用水の開鑿年代』 『九郷用水関係資料集』 児玉町史料調査報告 第12集
- 高橋一夫 (1979) 『計画村落について』 『東国集落遺跡の検討—古代を考える』 20
- 立石盛詞 (1983) 『後張』 埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第26集
- 戸田芳実 (1967) 『日本領主制成立史の研究』 岩波書店
- 利根川章彦 (1982) 『古墳時代集落構成の一考察』 『土曜考古』 第5号
- 富田和夫他 (1981) 『立野南・八幡大神南・熊野大神南・今井遺跡群・一丁田・川越田・梅沢』 埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第46集
- 直木孝次郎 (1965) 『古代国家と村落—計画村落の視角から—』 『ヒストリア』 42
- 細田 勝他 (1984) 『向田・権現塚・村後』 埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第38集
- 増田逸朗他 (1982) 『後張』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告26集
- 宮瀧交二 (1989) 『古代東国村落史研究への一視点』 『物質文化』 第51号
- 宮崎朝雄他 (1978) 『中堀・耕安地・久城前』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告15集

図

版



辻ノ内遺跡全景



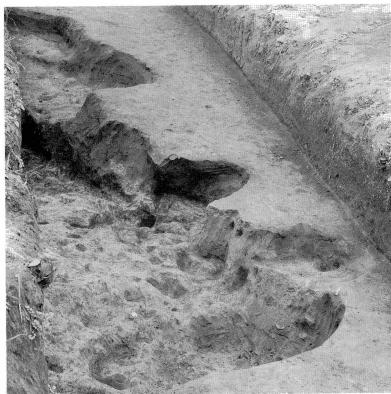
辻ノ内遺跡Ⅰ区全景（東より）



辻ノ内遺跡Ⅱ区全景（東より）



辻ノ内遺跡
第1A・B号住居跡



辻ノ内遺跡
第1A・B号住居跡
掘り方



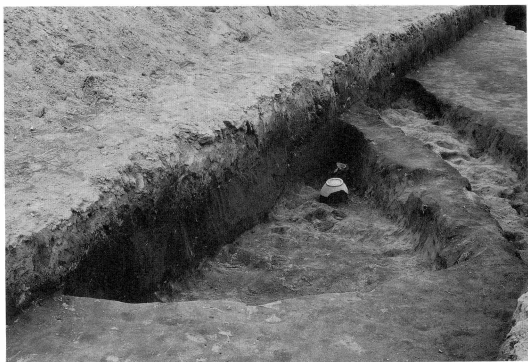
辻ノ内遺跡第1A号住居跡カマド



辻ノ内遺跡第2 A・B号住居跡



辻ノ内遺跡第2 A号住居跡カマド



辻ノ内遺跡第3号住居跡



辻ノ内遺跡第3号住居跡遺物出土状態



辻ノ内遺跡
第4号住居跡



辻ノ内遺跡
第4号住居跡
遺物出土状態



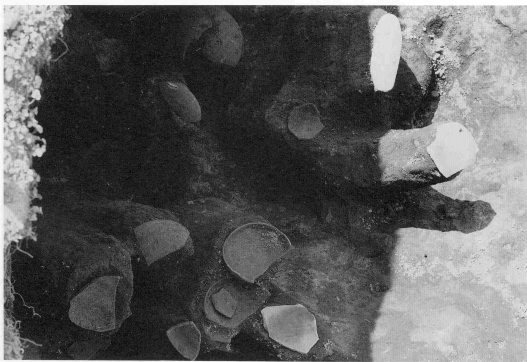
辻ノ内遺跡第5 A・B号住居跡



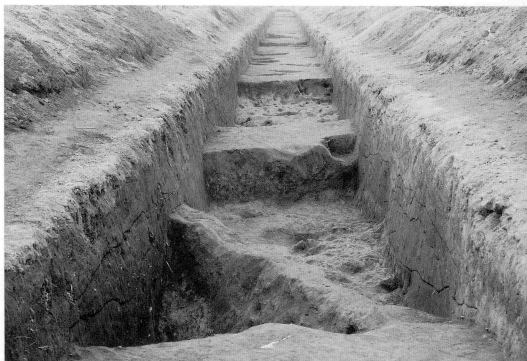
辻ノ内遺跡第6号住居跡



辻ノ内遺跡第1号土坑



辻ノ内遺跡第1号土坑遺物出土状態



辻ノ内遺跡第1号土壇および4・5号住



辻ノ内遺跡第1号土壇遺物出土状態



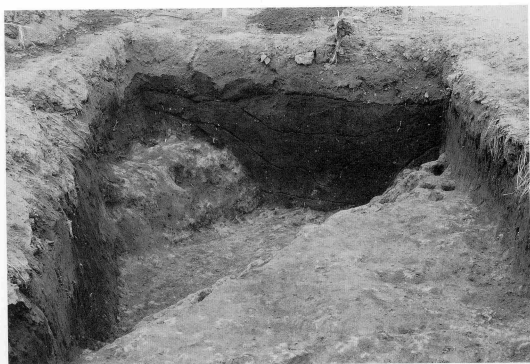
壮ノ内遺跡第3号土坑



壮ノ内遺跡堅穴状遺構



辻ノ内遺跡第1号掘立柱建物遺構



辻ノ内遺跡第11号溝状遺構



児玉条里遺跡（A1区）全景



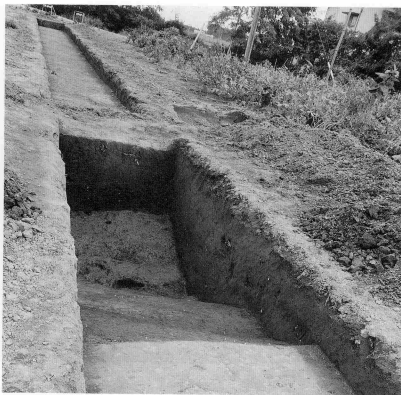
児玉条里遺跡（九郷用水区）



児玉条里遺跡（F区）全景



児玉条里遺跡（F区）第1号住居跡



兒玉条里遺跡
(F区)第1号溝



兒玉条里遺跡 (D区) 第1号溝



児玉条里遺跡 (B3区) 中堀 (東より)



児玉条里遺跡 (B3区) 中堀 (南より)



児玉条里遺跡（坪交点5）中堀（東より）



児玉条里遺跡（E区）溝状遺構



児玉条里遺跡（坪交点1）全景（東より）



児玉条里遺跡（坪交点1）第1号溝遺物出土状態



児玉条里遺跡（坪交点2）埋没畦畔（西より）



児玉条里遺跡（坪交点3）全景（東より）



中下田遺跡調査区全景



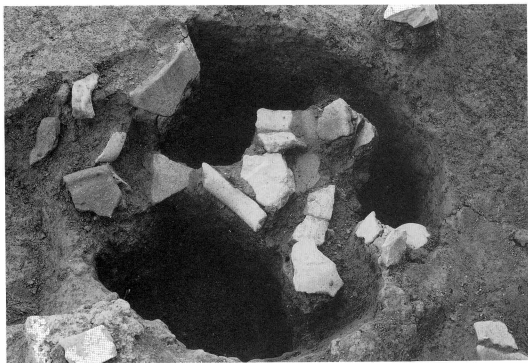
中下田遺跡J1号住居跡



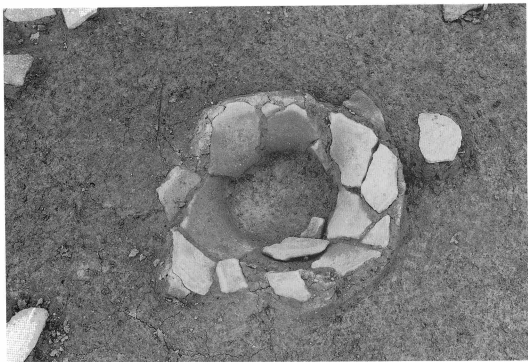
中下田遺跡 J 1号住居跡



中下田遺跡
J 1号住居跡
および埋甕



中下田遺跡J 1号住居跡炉址



中下田遺跡J 1号住居跡埋壙



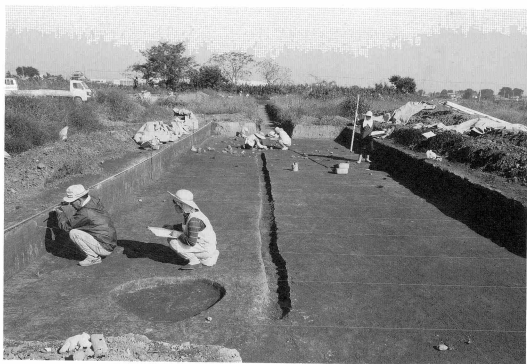
中下田遺跡 J 2 号住居跡



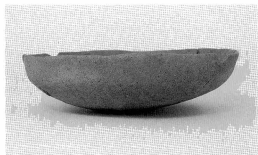
中下田遺跡 J 2 号住居跡遺物出土状態



児玉条里遺跡調査風景



中下田遺跡調査風景

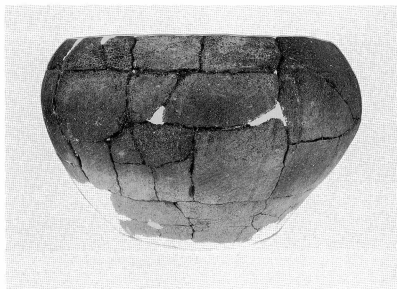


児玉条里遺跡交点1第1号溝出土遺物

中下田遺跡
J 1号住居跡
出土土器



中下田遺跡
J 2号住居跡
出土土器





塚畠遺跡第1号住居址



塚畠遺跡第2号住居址



塚畠遺跡第2号住居址遺物出土状況



塚畠遺跡第2号住居址



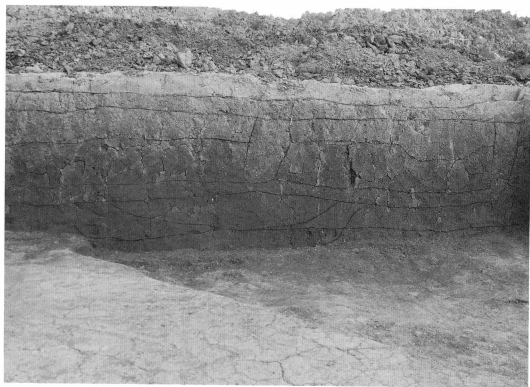
兒玉条里遺跡第1号溝



兒玉条里遺跡第1号溝土層



兒玉条里遺跡第2号溝



兒玉条里遺跡第2号溝土層



兒玉条里遺跡第3号溝



兒玉条里遺跡第3号溝土層



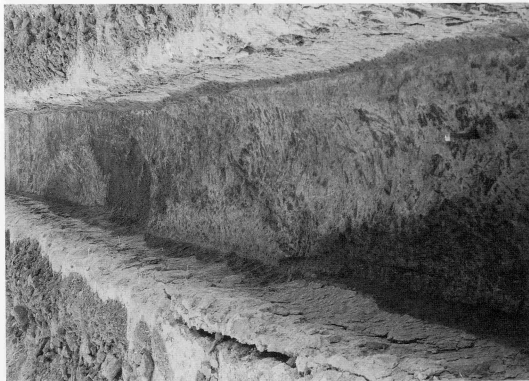
兒玉条里遺跡第4号溝



兒玉条里遺跡第4号溝



兄玉条里遺跡第1号溝発掘状況



兄玉条里遺跡第1号溝



児玉条里遺跡 1号溝調査風景



児玉条里遺跡 1号溝調査風景

児玉町文化財調査報告書第15集

辻ノ内・中下田・塚畠・児玉条里遺跡

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書

平成3年3月25日印刷

平成3年3月30日発行

発行者 児玉町教育委員会

埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368

印刷所 朝日印刷工業株式会社

群馬県前橋市元総社町67